

札幌市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・学校に児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置。
- ・中学校、高等学校については、週1回程度の勤務。
- ・小学校においては、月1回程度の勤務。
- ・特別支援学校においては、4校で週1回の勤務とし、学校の状況に応じて対応。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

- ・ 配置人数 … 99名（スーパーバイザー5名含む）
 - 小学校 …… 202校
 - 中学校 …… 97校
 - 高等学校 …… 8校
 - 特別支援学校 …… 4校
- ・ 資格 …… 臨床心理士 99名 ※スクールカウンセラー全員が臨床心理士

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあつた者

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について （26年度は配置せず）

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

・ 勤務形態について

小学校	202校	年間	54時間	(月1日・1回4時間程度)
中学校	97校	年間	280時間	(週1日・1回8時間程度)
高等学校	8校	年間	280時間	(週1日・1回8時間程度)
特別支援学校	4校	年間	280時間	(4校で280時間 ※1校あたり月1日・1回8時間)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「活動方針等に関する指針」は定めていないが、毎年2回、スクールカウンセラーと学校の教頭もしくは実務担当者を対象に、スクールカウンセラー連絡協議会を実施し、活動方針等について周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー活用事業連絡協議会（年2回）
- ②各区における研修（助言：スーパーバイザー）
- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

(3) 研修内容

- ①スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

第1回

（講義）いじめ・自殺予防の観点からの児童生徒理解について

（説明）教育支援センターの活用について

（協議）学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用について

第2回

（講義）自殺未遂、ほのめかし事案等への対応

（事例発表）緊急対応について

（事例発表）日常の相談に関わる工夫

（協議）各校における緊急対応について、日常の相談に関わる工夫について

- ②各区における研修（助言：スーパーバイザー）

- ・市内10区ごとにスクールカウンセラーが集まり、事例検討

- ・スーパーバイザーが、対応における助言を行う

- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難事案について個別に相談・指導

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・児童生徒の自殺未遂等の事案における対応について、未然防止の観点からの講義、緊急対応における留意事項に係る講義、実際の事例から協議を行ったことは、効果的であった

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：5名設置（各スクールカウンセラーを担当するスーパーバイザーを設置）
- ・活用方法：①スクールカウンセラーのスーパーバイズ
②緊急対応事案に係る緊急派遣

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーによって研修のニーズが異なるため、多様な研修体制を構築する必要がある

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】中学校での不登校支援のための活用事例（①）

<体調不良による欠席がきっかけと考えられる事例>

- ・当該生徒は中学1年の1学期後半から、微熱による欠席が続き、その後不登校となった。不登校になってからも、部活動の休日練習には参加していたが、他の部員から授業に出てこないことを指摘されてから、休日練習にも参加しなくなった。
- ・スクールカウンセラーは担任教諭との連絡を密にし、個別のプロフィールシートをもとに当該生徒の不登校の要因を分析するとともに、個別の支援計画を立てた。学習への不安、本人の性格による心理的要因、一人で過ごすことの自由さ等の考えられる要因に対して、生活リズムを整えること、人間関係等の不安を和らげること、本人の心のケアを考え段階的に対応を進めること等の対応方針を学校と共有し対応した。
- ・当初、保護者の車から降車できないこともあり、カウンセラーが車内でゆっくり語り、それぞれの段階で本人の意思を大切に行動することを意識した。玄関、相談室と面談の場所が変化していった。
- ・保護者の仕事の休みの日をカウンセラーの配置日とするなど、保護者と連携した対応をしたほか、担任教諭を通じて、学級や部活動の友人との関係を維持することや、学校行事等での具体的な支援を行った。
- ・当該生徒の学習する力やコミュニケーションを築く力が不足していることも推測されるため、保護者に医療機関を紹介し、通院を継続していただいた。
- ・このような対応を継続してきたことにより、3月になり、スクールカウンセラーとの話し合いの中で、教室に入る意思を示し始め、学級の友人が相談室に迎えに来たり、学年レクに参加したりするなどして、3学期を終えることができた。進級してからは学級にも部活動にも復帰することができた。

【事例2】中学校進学に伴う児童の不安を取り除くための活用事例（②）

※札幌市教育委員会では、一人のスクールカウンセラーが複数校を担当しており、中学校1校とその中学校区内に含まれる小学校を担当するケースが多くある

- ・当該小学校では、中学校進学に向けた取組として、6年生児童が中学校を訪問し、授業見学のほか、中学校教員に学校生活における心配などについて直接質問する機会を設けている。
- ・スクールカウンセラーは、中学進学を控えた6年生の3学期に、担任教諭とともにストレスマネジメントについての授業を行い、トラブルの解決方法や友人関係や親子関係の構築について助言した。
- ・併せて、自身が今年度は進学先の中学校を担当していたことも知らせ、子どもが安心して中学校に進学できるように配慮した。

【事例3】児童生徒への教育プログラムに係る活用事例（②）

(小学校) ・自分の怒りの感情を振り返り、怒りの感じ方、表現の仕方は人それぞれ違うことを知り、怒りの感情をコントロールする方法を考えた。

- ・児童を対象にアサーショントレーニングを実施。友達から深刻な悩みを相談された時には、信頼できる大人に伝える必要性についても講話した。

(中学校) ・受験を控えストレスを抱えた時の対処法、本番で力を発揮するための自立訓練法を含むストレスマネジメントを目的とした心のサポート授業を実施した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの有効活用が図られたこと
 - ・子どもや保護者との日常的な相談やカウンセリング
 - ・子どもの対応等について、教員との日常的な情報交流
 - ・学級訪問や授業参観、学校行事への参加を通じた、児童生徒理解
 - ・校内研修会での講義やPTAを対応とした講演会
- ・教員のカウンセリングについての理解が深まり、一人一人の子どものとらえ方が幅広く豊かになったこと
- ・児童生徒や保護者については、相談を受けようという意識が高まったこと
- ・相談を受けることで、不登校傾向の児童生徒が学級に入れるようになった 等

(2) 今後の課題

- ・複雑化・多様化する子どもの悩みや問題等に対して、専門性をもった者が子どもの実情に応じた相談を行うことが有効であることから、今後、SCの有効活用や資質向上をいかに図るか、また、有資格者の人材確保、相談時間数の拡充が当面の課題である。
- ・生徒指導上の諸問題が低年齢化しており、暴力行為やいじめ、不登校等の発生件数も急増している傾向にある。このような問題行動を長期化・深刻化させないためにも、早期からの対応が必要であるため、小学校における相談時間数を拡充することが喫緊の課題であり、早急に体制を整備する必要がある。現在、小学校においてはほぼ月1回4時間程度の配置時間となっており、不安や悩みを抱えた際に、相談したい時に相談できない状況である。また、児童や保護者がスクールカウンセラーと顔を合わせる機会も限定され、児童や保護者との信頼関係に基づく相談が実施困難である。
- ・教員や保護者が早期に専門的な相談ができる相談体制を充実する必要がある一方で、相談対応が主な業務となっており、相談の質を向上させるために必要な情報共有の時間の十分な確保に課題がある。
- ・スクールカウンセラーは、その経験や年齢が様々であり、スーパーバイズや研修等を受けているものの、一定水準の水準を確保することが課題
- ・自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムへの取組を充実する。

仙台市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為など内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識・経験を有する人材（臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童・生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

（2）配置計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先にしている。被災した児童生徒の心のケアを行うために、児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復の支援をねらいとしている。

また、中学校入学後の不適応による「中1ギャップ」対策、特に当市の不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。さらには同一中学校区内の小学校の児童及びその保護者を対象とする教育相談も受け入れるよう配慮している。

小学校への配置においては、近年学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し配置日数を工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※配置人数

小学校	: 89 校	中学校	: 63 校
中等教育学校	: 1 校	高等学校	: 4 校 5 課程
中等教育学校	: 1 校	特別支援学校	: 1 校

※資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 50 人 ②精神科医 0 人 ③大学教授等 0 人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14 人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9 人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0 人

※勤務形態

単独校	12 中学校	(週 1 日・1 回 7 時間, 週 1.5 日・1 回 7 時間, 週 2 日・1 回 7 時間)
	11 小学校	(週 1 日・1 回 7 時間, 週 1.5 日・1 回 7 時間, 週 0.5 日・1 回 7 時間)
	1 中等教育学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	1 高等学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
対象校	51 中学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	78 小学校	(週 1 日・1 回 7 時間)

3 高等学校 (週 1 日・1 回 7 時間)

1 特別支援学校 (週 1 日・1 回 7 時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

「仙台市スクールカウンセラー等配置事業要項」を策定し、年度初めに管理職を対象とした教育基本方針等説明会を開催し、活動方針等を周知している。また、生徒指導主事や生徒指導主任を対象とした生徒指導研修や、スクールカウンセラー及び担当者による連絡協議会において、より実質的な周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラーと担当者

(2) 研修回数(頻度)

スクールカウンセラー連絡協議会(年2回), スクールカウンセラー全体研修会(年2回)

新規採用スクールカウンセラー研修(年3回), スクールカウンセラー機関研修(年1回)

スクールカウンセラーグループ研修(年5回), スクールカウンセラー調査研究委員会(年4回)

(3) 研修内容

○スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け、資質向上を図る内容。

○スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに、基礎的な知見を養う内容。

○専門の相談機関についての理解を深めるとともに、相談機関との連携の在り方について学ぶ内容。

○学校の教育相談体制の充実に向け、取組の現状と課題について調査研究を行う内容。

(4) 特に効果のあった研修内容

○学校教育相談体制の充実に向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーと担当者が果たすべき役割について理解を深める内容。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S V の設置

資格の有無、実務経験などにより、市教委がS C Aの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

○活用方法

・スクールカウンセラーからの申請に基づき、困難ケースの対応について、スクールカウンセラーに助言及び支援を行う。

・市教委からの依頼を受け、緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーへの連絡調整及び支援を行う。

・市教委からの依頼を受け、研修会におけるスクールカウンセラーへの助言及び支援を行う。

・学校からの依頼を受け、東日本大震災に係る「心のケア支援チーム」の一員として訪問指導を行う。

(6) 課題

スクールカウンセラーに準ずる者の割合が年々増えてきており、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーの数が十分とは言えない。そのため、事例を通じた適切なスーパーバイズを受けることが困難な状況にある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ・不登校問題解決のための活用事例（①②⑤⑧⑩⑪⑫）

本ケースは、発達障害の特性のある生徒へのいじめが原因である。人前で話すことが苦手な本生徒は、中学入学後に学級内でからかいの対象となり、中1の夏休み明けから全欠となった。本人・保護者とも転校を考え始めた重篤なケースである。

学校によるいじめ事案の解決と並行しながら、本ケースへの今後の対応として、スクールカウンセラーと生徒指導推進協力員（相談員）が、担任や学年主任、生徒指導主事、管理職による教育相談のチーム体制に加わった。その中で、スクールカウンセラーは主に保護者の焦燥感を受容し支援する役割を担い、保護者との関係を構築した。担任と相談員が家庭訪問等を地道に行い、本人との面談を実施した。本人の気持ちに寄り添いながら、中2の進級を機に学級編成等の諸配慮を行い、現在本人は別室登校し個別学習に取り組んでいる。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

当市では不登校の出現率が全国と比較して高い数値となっており、その対策が喫緊の課題となっている。そこで校種間の円滑な接続に向け、同じ中学校区の教職員が、互いの授業を見学するなどの交流を通して、9年間で育む子ども像の共有を図っている。

こうした小中連携の取組の一環として、夏季休業等を活用し、スクールカウンセラーによる合同研修を実施した学区がある。教職員は、次の校種への円滑な接続をイメージした、発達段階に応じた支援の在り方を学ぶ機会を得た。また、本学区には次年度小学校が新設され、それに伴う転校など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する。今後予測される不適応等も含め、教職員同士の顔の見える関係づくりは重要であり、その懸け橋としてスクールカウンセラーを活用した事例である。

【事例3】東日本大震災に係る健康調査の実施のための活用事例（②）

震災後、当市では被災支援対象校の全児童生徒を対象に、トラウマ反応等の心身の健康状態を調査している。調査当日、各学級において適切なストレスマネジメントが行われるよう、スクールカウンセラーの勤務日に合わせて調査を実施している。

調査結果に基づき、各校に配置しているスクールカウンセラーが、心配される児童生徒を見立て、教職員に支援方法等を助言している。また、スクールカウンセラーは保護者からの相談や関係機関との連携を適宜行っている。

支援対象校以外にも、市内には沿岸部からの多数の転入児童生徒がおり、スクールカウンセラーが地域社会で孤立傾向にある保護者との相談を担う役割も果たしている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市におけるスクールカウンセラーの導入については、平成7年度に始まり、平成13年度にはすべての中学校への配置となった。その後、平成20年度からは、段階的に小学校への配置を進め、現在は震災復興の補助を受け、市内すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置（派遣含む）している。

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや非行など、様々な課題に直面しており、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は急速に大きくなっている。さらに、本市において策定した「仙台市いじめ防止基本方針」の中で、学校組織へのスクールカウンセラーの位置付けを明確に記したこともあり、スクールカウンセラーの重要性は一層高まっている。

そのため、ここ数年の相談件数は毎年1万5千件前後と高い数値となっている。相談業務以外にも心理教育等を実施しており、その件数は5万件弱となっている。対応人数で見ると、児童生徒が年間約4万5千人、教職員が約3万人、保護者が約6千人となっている。相談種別としては、不登校・いじめに関するものが増加している。

震災以後の本市の状況であるが、現在も本市以外の被災地からの転入生が、依然として約1,000名にのぼっている。今年度からは復興公営住宅への入居も本格的に開始されるなど、児童生徒を取り巻く生活環境の変化に伴う、日常ストレスの高まりも危惧される場所である。

そうした中、スクールカウンセラーの活動は、児童生徒や保護者の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや教育プログラムの実施に当たっての支援など多岐に渡るとともに、学校の教育相談体制にも定着しつつある。

(2) 今後の課題

当市ではスクールカウンセラーの需要が高いにもかかわらず、その応募者が少なく、各学校の配置日数が十分とは言えない状況にある。そのため、今年度は2地域で中学校区を単位とした「拠点校ブロック方式」を試行的に実施し、スクールカウンセラーの配置形態の見直しを図っているところである。

児童生徒のより良い学びのためには、中学校区ごとに9年間を見通して、子どもたちの育ちをケアしていくことは大変重要なことであり、市教委が推進している小中連携の強化を本事業でも図っていくことで、いわゆる中1ギャップの解消につながるものと期待しているところである。

今年度は「拠点校ブロック方式」の実践とその検証を通して成果と課題を洗い出し、スクールカウンセラーの配置形態等、継続的で持続可能な本事業の展開について検討するという考え方に立ち、調査研究を進めている。

さいたま市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ等の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置計画上の工夫

小学校勤務のスクールカウンセラーについて、可能な限り近隣の学校に配置することにより、中学校との連携の取りやすさ、地域への理解につながっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	: 103校	のうち、配置校39校、担当校64校
中学校	: 57校	
中等教育学校	: 0校	
高等学校	: 4校	
特別支援学校	: 2校	
教育委員会等	: 0箇所	

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者④スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

①臨床心理士	70人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人
④ガイダンス	13人

※勤務形態について

単独校	57中学校	(週1日・1回6時間)
配置校	39小学校	(月1～2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回6時間)
	1特別支援学校	(月2日・1回6時間)
担当校	64小学校	(月1～2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回6時間)
	1特別支援学校	(月2回・1回6時間)

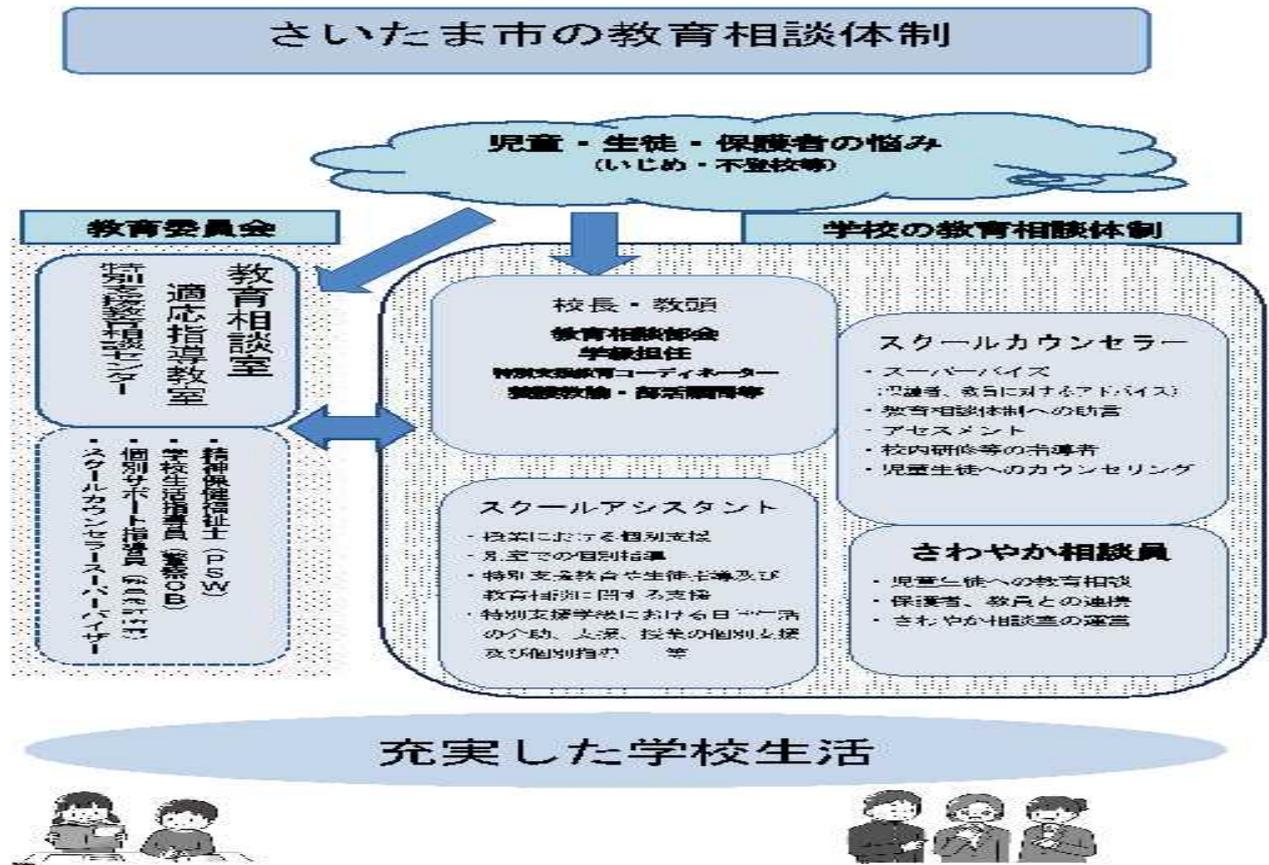
（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○【さいたま市 しあわせ倍増プラン・心のサポート推進事業の強化より】

- ・中学校全57校に57人配置（達成）・小学校2校に1人配置（平成28年度に達成予定）
- ・高等学校全4校に4人、特別支援学校全2校に2人配置（平成28年度に達成予定）

○【さいたま市の教育相談体制について】

＜策定の状況＞・スーパーバイズ（保護者、教員に対するアドバイス）・教育相談体制への助言・アセスメント・校内研修等の指導者・児童生徒へのカウンセリング



＜周知方法＞

- ・「さいたま市スクールカウンセラー実践マニュアル」にて周知。マニュアルはスクールカウンセラー、市内小、中、高等、特別支援学校全校、各教育相談室に配布し周知。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 さいたま市内スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度） 年3回

(3) 研修内容

- ・さいたま市のスクールカウンセラーの業務、事務について・特別支援について
- ・緊急対応での関わりについて・心理検査について・SCSVによる各問題への介入と連携

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる子どもを取り巻く問題への理解と介入、そして連携について講義（SCには事前調査を実施しグループ分け後、SV5名が各項目について講義を行った）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

- ①スクールカウンセラーへの指導・助言。
- ②緊急対応における、学校の教育相談体制、保護者への指導・助言、児童生徒へのカウンセリング。
- ③教育相談室の相談に関すること。

(6) 課題

- ・緊急対応における共通マニュアルの必要性（現在作成中）。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健ための活用事例（⑨）

中学生女子生徒の例。校内の教育相談部会において、話し合い行っていた。当初の問題は「不安が強く、給食を食べない」というものであった。スクールカウンセラーは、担任に対し、生徒が少しでも安心できるよう、担任を中心として生徒の頑張り等を励ますなどの声掛けをするよう助言していたのと同時に、危機時には、スクールカウンセラーが、生徒に会って支援を行うことを提案していた。

生徒が担任と行っている連絡帳に暴言を記載するようになり、さらに、リストカットをしていることが発覚し、スクールカウンセラーは、直後に生徒と母と面接し、児童の自傷行為の程度や精神的な問題を聴取し、精神科クリニックに生徒の受診を案内した。受診後の経過、改善が思わしくないため、スクールカウンセラーは、教育委員会に配置されている精神保健福祉士のコンサルテーションを受けた。その助言を受け、スクールカウンセラーは、精神科クリニックの生徒の主治医に連絡をとり情報交換を行い、今後の緊急時の対応について連携をとっていく体制を作り、また、校内では、養護教諭に生徒が休める場所として、保健室を利用させてもらえるよう依頼し、校内の教育相談部会でも共有した。その後、生徒は、毎日のように保健室を利用するようになり、自分の困りごとを話せるようになる中で、精神的な不安定性さは落ち着いていった。

また、生徒が苦手になっている生徒へのフォローについても、教育相談部会で話し合いを続けている。

【事例2】発達障害等のための活用事例（⑩）

中学校男子生徒の例。生徒は小学校時代から落ち着きがなく、小学校時代から、生徒を知っている「さわやか相談員」から、スクールカウンセラーは情報を受けていた。

生徒は、医療機関に通院している。生学校において、友人に対して些細なことで切れて、物にあたるなどがあった。スクールカウンセラーが支援を行うこととなり、母と面接を行い、生徒の対応について話し合い、助言を行った。生徒の主治医に、母と共に会い、現在家庭や学校での困りごとを主治医に伝え、対応方法について主治医から指導を受けた。その主治医の意見を参考に生徒への対応について、母と面接を続けている。

また、スクールカウンセラーは、担任に対して、生徒の問題行動に対しての声のかけ方や、被害的になりやすい生徒が自信回復できるように、褒める声掛けの工夫などの助言をした。

さらに、部活でも生徒を励まし、褒めてもらうよう、教育相談部会で提言をした。

生徒は、さわやか相談員と話しているため、生徒の悩みや、生徒の得意と感じていることなどについて、情報交換を行っている。

【事例3】②小中連携

小学生の例。就学前より療育センターで継続的に相談をしていた。小学校では、聴覚過敏、不器用等が見られたが、知的に遅れはなく、通常級に在籍していた。

中学校進学にあたり、入学前に小学校と中学校の教職員、療育センター医師でケース会議を実施。中学校のスクールカウンセラーも参加し、情報共有、特性の把握を行い、小中学校の連携を図った。

中学校入学後も生徒は通常級に在籍している。小学校との会議の内容を受けて、入学後、スクールカウンセラーは生徒に会い、困ったことがあれば来てほしいと相談室を案内した。

また、スクールカウンセラーと担任は、小学校で見られた生徒のパニック防止のために、事前に生徒に対してどのように情報を伝えるか、勤務の際には必ず相談を行っている。

保護者とは、管理職、教職員を交えた面談を行い、学校場面・家庭場面での情報交換や生徒への対応の仕方に対するの共通理解を図った。スクールカウンセラーの出勤日に、学校行事等でも保護者が来校した際には必ずスクールカウンセラーも、保護者に声かけをしている。

生徒は、相談室を利用することはなく、通常級でパニックを起こすこともなく学校生活を送っている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談実件数	H25年度	H26年度	比較
小学校（103校）	2270件	3836件	+1566件
中学校（57校）	2274件	2769件	+495件

- ・相談実件数増加：小学校におけるスクールカウンセラーの配置による小学校での相談体制の充実
スクールカウンセラーの専門性を活かした指導・助言による相談活動の質の向上
- ・報告書より：学校コンサルテーションによる教育相談体制の強化
「いのちの支え合い」を学ぶ授業へのゲストティーチャーとしての参加による、予防的な取組の実施。

<統計方法>

- ・学校ごと（年3回）に、各校ごとに「活動状況報告」を提出。

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの導入
- ・発達課題におけるスクールカウンセラーの関わり
- ・職務の効率化（勤務時間6時間での業務）

千葉市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、不登校を初めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をする。

（2）配置計画上の工夫

中学校：全校配置

小学校：各行政区に1か所配置。（各区の適応指導教室・教育センターが配置場所である。）

配置校以外の小学校は、学区中学校配置のスクールカウンセラーが対応する。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数について

小学校：5校

中学校：56校

教育委員会等：2箇所（千葉市教育委員会 指導課、千葉市教育センター）

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

①臨床心理士 37人（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

②精神科医 0人

③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 7人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態について

単独校	5 6 中学校	(週 2 日・1 回 4 時間)
	5 小学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
千葉市教育委員会指導課		(週 2 日・1 回 4 時間)
千葉市教育センター		(週 1 日・1 回 4 時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

・千葉市学校教育推進計画…社会性を備えた豊かな心をはぐくむための具体的な取組として、スクールカウンセラーの配置が、不登校やいじめなどの悩み・不安の解消を図り、命を大切にする心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進につながる。

周知方法は、各学校に冊子で配布、千葉市ホームページに掲載している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

千葉市スクールカウンセラー、配置校教頭

(2) 研修回数(頻度)

年間 3 回

(3) 研修内容

活用計画の説明、運営上の諸課題と方策(講演・演習)

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研究(架空事例についての検討・シェアリング)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置…有

○活用方法…各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言

学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

(6) 課題

スーパーバイザーの活動の様子から、緊急支援やスーパービジョンの回数が増えていることや、スクールソーシャルワーカーの活動も含めて教育相談体制を整えていく必要があるため、スーパーバイザーの人数や配置について検討していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①⑤）

対人関係の問題で不登校になったが、スクールカウンセラーが本人との面談やソーシャルスキルトレーニングを行ったり、母親と面談を行ったりした。面談を重ねるうちに、本人が母親に自分の気持ちを素直に言えるようになり、母親もそれを受け止め、子どものサポートができるようになったことで、登校できるようになった。

【事例2】生活改善のための活用事例（③⑪）

学校や家庭内で弟妹への暴言や暴力がひどく、母親も対応に困っていたため、スクールカウンセラーが母親のカウンセリングを行った。本人の発達の特性があることがわかったので、養護教育センターにも相談するよう促し、本人への対応のしかたを特性に合わせるように変えたところ、攻撃的な行動が減少し、生活態度が改善された。

【事例3】教職員との関係改善のための活用事例（①⑧）

学級編成により担任が変わり、新担任との関係が築けずに学校に行けなくなった。スクールカウンセラーが今まで学校と関わりのなかった父親との面談を行い、担任の気持ちや言葉を伝える橋渡しをしてもらったところ、適応指導教室には通えるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・悩みやストレスを抱えた児童生徒への心のケアとともに、保護者の相談に対応することで、親の子育ての不安や孤立感などが解消された。
- ・校内研修において、対人関係や発達障害に関する研修を行うことで、児童生徒理解が深まり、教職員が適切な対応ができるようになった。
- ・教育センターや医療機関など、外部関係機関との連携がとりやすくなった。
- ・学校の立場を理解した上で、学校とは異なる立場で児童生徒や保護者と接することができるので、両者に適切な支援ができた。
- ・生徒指導部会や教育相談部会に定期的に参加し、情報交換を行うことで、問題の早期発見・早期対応を図ることができた。
- ・いじめ対策会議に参加することで、ケース会議や情報交換など、積極的に職員と連携し、心理の専門家として適切な助言ができた。

（2）今後の課題

- ・中学校は全校配置ができているが、小学校の多くや特別支援学校は未配置である。また、中学校においては、勤務時間を増やして欲しいという要望が多い。様々な問題の低年齢化や児童生徒・保護者・教職員への支援の必要性は高まる一方であるため、スクールカウンセラーの配置や派遣の拡充をすすめる必要がある。
- ・スクールカウンセラーの資質や経験に違いがあるため、その資質の向上が必要である。

横浜市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等に対して、未然防止、早期発見、早期解決を目的とし、児童生徒や保護者、そして教職員との相談を通して、組織的なチーム支援を円滑に進めるために、「心の専門家」である臨床心理士等を市立学校に配置する。

（2）配置計画上の工夫

本市では、小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できる、横浜独自の制度である「小中一貫型カウンセラー配置」を推進し、9年間を見通した相談体制を構築している。平成30年度までに「小中一貫型カウンセラー配置」を全中学校141ブロックへ配置する予定である。

（3）配置人数・資格・勤務形態

（配置について）

小学校：341校 中学校：146校 高等学校：9校

教育委員会：3箇所（適応指導教室（ハートフルスペース）、相談指導学級（ハートフルルーム）、専門相談）

【スクールカウンセラーについて】

（資格）

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者

（配置人数）

① 臨床心理士 118人 ② 精神科医 0人 ③ 大学教授等 1人

【スクールカウンセラーに準ずる者について】

（資格）

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に1年以上の経験を有する者

（配置人数）

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 15人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

（勤務形態について）

146 中学校 (週1日 7.5時間 1回)

341 小学校 (週1日 4時間程度 1回)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

本市では、小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できる、横浜独自の制度である「小中一貫型カウンセラー配置」を推進し、9年間を見通した相談体制を構築している。平成30年度までに「小中一貫型カウンセラー配置」を全中学校141ブロックへ配置する予定である。

毎年度当初に「カウンセラー配置及びカウンセラー活用事業連絡会」を開催し、管理職や実務担当者を招集し、カウンセラー配置や活用についての周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

横浜市全カウンセラーを対象とする。

(2) 研修回数(頻度)

嘱託員(学校カウンセラー)は年間10回程度実施

非常勤(スクールカウンセラー)は年間5回程度実施

(3) 研修内容

- ・専門性を高める研修について(精神医学、発達障害、アセスメント等)
- ・横浜市の施策、事業に関する研修について(いじめ対策等)
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修について(いじめ、関係機関連携、事例検討等)

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招請しての研修(ケースのアセスメント、緊急心理支援等)は、実りが多く、カウンセラーの専門性を見直し、高めていくことにつながっている。
- ・関係機関連携の研修(児童相談所、地域療育センター、小児療育センター等)は、カウンセラーとしてのより適切な関わり方、連携の仕方を確認できる機会となっており、実際の業務に成果が活かされている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有(大学教授等有識者に依頼している)

○活用方法

(教職員への指導・助言)

各学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適應などの問題の解決に向け、教職員に対し具体的な指導・助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

(児童生徒をめぐる事件・事故の事後対応への指導・助言)

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者等の精神的な不安や悩みへの対応、学校・学級としての対応などに関して、初期対応や長期的展望に立った対応の仕方等の専門的な指導・助言を行う。

(6) 課題

- ・カウンセラーの専門性の向上を図るために、実態に即した専門研修のあり方を検討していくこと。
- ・現在のカウンセラーの年代別構成をみると、年配層が多いことから、若手カウンセラーの人材育成を行っていくこと
- ・「小中一貫型カウンセラー配置」における、さらなるカウンセラー活用の工夫

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小学3年生の不登校児への居場所づくりのための活用事例（①）

不登校でひきこもりがちであった小学3年女子は、担任をはじめ、学校の先生とはなかなか話をすることを受け入れられない状態であったが、カウンセラーに信頼を寄せていた。カウンセラーが本児とのかかわりを大切に積み重ねていくことで、ひきこもりがちであった本児が少しずつ心を開いていった。

本児の変化を見守っていたネグレクト傾向がある保護者もカウンセラーとの面談を重ねることができ、保護者は親としてのあるべき方向性をつかんでいくことができた。

本児に対する支援策は、カウンセラーを核として、校内チーム支援体制の方向性を確認していった。校内ケース会議の際には、SSW（スクールソーシャルワーカー）が支援チームに加わり、他機関との協働として、学校と区役所のこども家庭支援課及び保護課との連携を工夫し、家庭を取り巻く環境が一体となることで、保護者の安心感を強めていくことができた。

本児は、適応指導教室（ハートフルスペース）に通うことができ、居場所を広げていくことにつながった。

【事例2】「小中一貫型カウンセラー配置」を活用した事例（②）

一般学級に在籍をする小学6年男子は、自分の思い通りにならないことがあると教室から飛び出したり、大声で泣いたり等、気持ちの切り替えが難しい児童であった。

本児が中学年の頃から当該校カウンセラーが関わり、保護者面談を行っていた。カウンセラーの勧めで保護者の了解を得て、情緒障害通級指導教室の担当者に授業参観を通して実態把握を行ってもらい、その都度、参観後、校長を含む関係の教員でケース会議を行っていた。

カウンセラーは保護者との面談の中で、ケース会議での具体的な支援策等を共有し、本児の実態に対する保護者の理解を深めていくことができた。中学校進学を前に、特別支援教育総合相談センターでの教育相談を受け、中学校は本人の希望もあり、個別支援級に在籍し、本人の自己肯定感を高める支援に重点をおいた支援を行っていくことになった。

「小中一貫型カウンセラー配置」により、小学校在籍時の状況を把握している同じカウンセラーが中学校でも関わっているため、本人と保護者の安心感につながっている。

【事例3】校内支援検討会のための活用事例（②）

横浜市では『子どもの社会的スキル横浜プログラム』（横浜市教育委員会HP参照）を活用した校内支援検討会を推進している。子どもが答えた「アセスメントシート」（質問紙）と教師から見た「学級風土チェック」（学級の分析）の両面を基に、校内教職員で支援検討会を行っている。

校内支援検討会にカウンセラーも参加することで、教職員のみだけではない子どもの実態の捉えや、そこから考え出す個や集団（学級）に対する具体の支援策に幅が出ている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○きめ細かな児童生徒支援の実施

平成26年度の相談件数は、延べ89,302件である。対前年度比で5,190件増となっている。

【参考】相談件数

年度	24年度	25年度	26年度
学校カウンセラー	29,469	31,263	39,430
スクールカウンセラー	51,341	52,849	49,872
計	80,810	84,112	89,302

○「小中一貫型カウンセラー配置」の効果

小学校で相談したカウンセラーに、引き続き進学先の中学校でも相談できることにより、進学時の不安や戸惑いが緩和され、子どもたちや保護者が、より安心感や信頼感をもてるようになる等の効果を上げている。

また、児童支援専任教諭（小学校）、生徒指導専任教諭（中学校）が同じカウンセラーを介して情報を共有することで、連携の推進が図れることから、中学での不登校の予防にもつながっている。

○不登校の具体的支援

横浜市では、小中学校において長期欠席者が減少し、不登校児童生徒の割合が増加した。これは、カウンセラーの訪問回数の増加等により、子どもの実態をより正確に把握し、状況に応じたより丁寧な支援が進み、その結果、長期欠席者の理由の中で不登校として認識されたケースが増えたと考えられる。

不登校の具体的支援として効果があった取組として、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」が小中学校ともに上位を占めている。

【参考】「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」特に効果があった取組（上位4つ）

小学校	①登校を促すため、電話をかけたり迎えに行ったりした
	②保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった
	③保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。
	④ スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった ※2
中学校	①家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。
	② スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった ※2
	③保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった
	④教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。

※1 割合は「複数回答」によるものである。

※2 「スクールカウンセラー」は横浜市においては学校カウンセラーを含む。

(2) 今後の課題

平成26年度の相談件数は増加（対前年度比で5,190件増）となっている。これまで以上に子どもや保護者の安心感や信頼感が増し、教職員との連携の推進が図られるような相談体制が必要となっている。そのニーズに応えるべきカウンセラーの配置及び資質の向上が求められている。

川崎市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、該当校におけるカウンセリング等の調整を行う。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 中学校については、全52校に配置している。平成21年度までは1回8時間、年間35日間の勤務だったが、「回数を増やしてほしい」という要望があり、平成22年度より1回7時間、年間40日間に変更し、勤務日を増やした。高等学校については、全日制、定時制のすべての生徒が利用できるような勤務時間の工夫を行っている。

小学校については、要請に応じて総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	: 要請に応じて派遣（113校）
中学校	: 52校
高等学校	: 5校

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士 41人
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者又はあった者

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に1年以上従事した経験を有する者 5人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に5年以上従事した経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に1年以上従事した経験を有する者

※勤務形態について

単独校	52 中学校	(1日7時間40日)
	5 高等学校	(週1日・1回6時間)
巡回校	113 小学校	(要請に応じて) (1教育事務所に配置)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- ・指針については、年度当初に紙面にまとめて、年度当初に行われる校長会で配布し、スクールカウンセラーへは5月の連絡協議会・研修会にて周知を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年間4回

(3) 研修内容

① 専門家を招いての講演(年間2回)

- ・発達障害児・者の社会適応年齢に応じた困難性と対応(平成26年度)
- ・いじめ問題解決を目指すNPO法人の活動を通して(平成26年度)

② 他機関等との情報交換(年間1回)

- ・市内の相談機関、フリースクール等、スクールソーシャルワーカーなど(平成26年度)

③ 校内連携についての情報交換(年間1回)

- ・生徒指導担当(毎年)

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・発達障害、いじめに関しては、第一線で活動している講師の話は、日ごろの相談活動や、校内の相談体制充実のために生かせる内容であった。
- ・他機関との情報交換については、全体だけでなく、小グループに分かれて情報交換を行ったことで、密な情報交換ができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・助言、緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整、スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務

(6) 課題 多くの学校から、配置日数・時間の増加希望が出ているが、財政的に難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①）

中学校2年男子生徒。秋ごろから体調がすぐれず、登校できない日が続くようになった。担任が保護者にスクールカウンセラーを紹介し、保護者とスクールカウンセラーの相談が2回行われた。その後、生徒本人も週に1度、定期的にスクールカウンセラーに相談に行くようになった。スクールカウンセラーは、教職員と学校復帰に向けての具体的な対応策について検討した。アセスメントから学習面と対人関係面の調整が必要だと考えたスクールカウンセラーは、その旨を担任や学年主任に伝え、学年ではそれを受けて、再登校できるようにケース会議を持った。

学級復帰がまだ難しいと考えたスクールカウンセラーは、少人数で活動する適応指導教室を保護者と生徒に紹介し、通うことになった。並行して、週に1回、スクールカウンセラーに相談する日に、別室で学習指導を受けることとなった。その後、担任や学年主任、スクールカウンセラーとでチーム会議を開き、スモールステップで活動するように心がけた。

適応指導教室、相談室登校、別室での学習指導は、その後3月までほぼ休みなく通うことができた。3年に進級する際には、スクールカウンセラー、2年の担任、3年の担任、学年主任、養護教諭でチーム会議を開き、新学期からの学校復帰に向けてのチーム会議を行った。

4月から適応指導教室も利用しながら登校している。校内では、学年職員、養護教諭、スクールカウンセラーの見守りや定期的なチーム会議は続けている。また、保護者も定期的に相談室に相談に来て、子育ての困り感等を相談していて、スクールカウンセラーが保護者支援を続けている。

【事例2】小中連携での活用事例（②）

小学校6年の女子児童。1月に自殺願望があることが分かり、保護者が心配して学校巡回カウンセラーの派遣を要請した。校内で保護者と学校巡回カウンセラーが4回ほど相談を行った。その中で、児童が友人関係を築くことが難しいこと、学習についていけずにつらいことなどを母親にこぼしていることが明らかになった。また、母親がこれまでの子育てに自信を失っていること、相談できる相手がいないことなども語られた。学校巡回カウンセラーは、中学校入学後すぐに、児童だけでなく母親も支える必要があると考え、母親にスクールカウンセラーの存在を紹介した。母親は快諾したので、小中の管理職に承諾を得て、スクールカウンセラーに情報提供した。スクールカウンセラーは入学式前に保護者に会って関係づくりをした。

入学式後、母親は週1でスクールカウンセラーに相談し、子育ての不安等は、徐々に安定していった。生徒も落ち着いて過ごしていたが、担任はスクールカウンセラーと定期的に相談し、対応等の情報交換を続けるとともに、学年職員や部活動顧問とも情報交換を頻繁に行い、多くの目で生徒を見守る体制づくりに努めている。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（②）

- ・対象 中学3年生
- ・時間 学年集会で1時間
- ・内容 9月 「自己理解を深める」

5つの欲求についてチェックシート等を使用して自己分析し、日々の欲求やストレスについて自己理解を深めるワークを実施した。

チェックシート、振り返り用紙は回収し、学年職員とスクールカウンセラーで共有し、スクールカウンセラーがコメントを記入して返却した。

- 1月 「ストレスとどう付き合うか」

個人個人がストレスに気づき、ストレスをどのように解消しているかを振り返らせた。

そして、ストレスとどう向き合ったらいいかをお互いで話し合わせ、アイデアを出させた。スクールカウンセラーからは、呼吸法や受験前の緊張をほぐすトレーニング等を紹介した。

- ・結果 もともと教職員が気になっている生徒やスクールカウンセラーがかかわっている生徒は、ストレスがかかっていることがシートからも読み取れる結果だったので、引き続き丁寧にかかわっていくこととした。その他、気になった結果の生徒については、その後の日々のかかわりや教育相談に教職員が生かしていった。

生徒からは、「自分の欲求やストレスの度合いが分かった」「自分のことを新たに発見した」というコメントが多くあり、自分を見つめ直す上で有効であったと考えられる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

これまでの成果

児童生徒、保護者への相談体制が確立したとともに、教職員や他機関との連携もスムーズに行われることで、より適切な支援につながっている。

小学校から高等学校の相談実績（平成26年度）

◇相談延べ人数 19,659人

◇主な相談内容 不登校 7191人 発達障害等 1591人 家庭環境 1455人 友人関係 1248人

◇中学校での活動

- ・出前授業、教職員向け研修、初任者研修、保護者向け研修、地域向け研修、相談室保護者の会開催、校内の各種会議等への参加

(2) 今後の課題

- ・配置日数・時間数増加の要望が多くの学校から出ているが、困難な状況である。
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用について、各学校への周知を進める。

相模原市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小・中学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の当面する課題の解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

小学校には週1回、（一部の小規模校には隔週）中学校には週1回～2回（一部の小規模校には隔週）学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて配置している。

また、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラー置く、小・中連携型配置を基本としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置

小学校：72校

中学校：37校

相談指導教室（適応指導教室）：4箇所

資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 49人

②精神科医 0人

③大学教授 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態

単独校	13中学校	週1回	} 全て1回7.5時間
	19中学校	週2回	
	1中学校	週1.5回	
	4中学校	隔週	
	63小学校	週1回	
	9小学校	隔週	

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

『青少年教育カウンセラー 学校出張相談ガイドライン』を策定し、周知方法としては、各学校へ電子データで配信するとともに、年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。

(盛り込んでいる主な内容は)

- 1 青少年教育カウンセラーを効果的に活用するには
- 2 児童・生徒を支える学校の体制
- 3 学校教育における青少年教育カウンセラーの仕事
- 4 職務遂行に当たっての注意事項

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

青少年教育カウンセラー63名

(2) 研修回数(頻度)

- ①新任者研修 年度始めに2日間
- ②臨床心理研修 年間5回 (1人当たり3回ずつ参加)
- ③精神医学研修 年間1回
- ④精神科医が加わるケースカンファレンス 年間5回 (1人当たり2回ずつ参加)

(3) 研修内容

①新任者研修

- 「青少年相談センター」の業務(全体)及び青少年教育カウンセラーの業務全般について
- 市内視察研修 (市内の相談室、相談指導教室等の視察)

- ②臨床心理研修会 筑波大学教授 大六一志先生 講義「WISC-IV結果の解釈と支援」
花クリニック 田中千穂子先生
東京学芸大学 松尾直博准教授
お茶の水女子大学 青木紀久代准教授
大正大学 青木聡教授
- } 2グループに分かれ
事例検討を行った。

- ③精神医学研修会 北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座
(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生
講義「教育カウンセラーのための精神医学」

④精神科医が加わるケースカンファレンス

目的: 医学的治療の必要性について協議したい事例を提供し、精神科医師からの判断助言を受けること
とでよりの確かなケースの見立てやケース運びができるようになる。

講師: ○北里大学東病院副院長 宮岡 等 先生

○北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座

(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生

内容: 事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- 初任者研修 複雑多岐にわたる業務全般について、また市内の関係施設を視察することにより、相模原市全体の（地域ごとの特徴など）状況把握ができた。
- 臨床心理研修会 大六一志先生 講義「WISC-IV結果の解釈と支援」
心理検査の実施申請が増加する中、この研修で検査結果の的確な解釈を示していただき、所見のまとめ方、子ども達の見取り方などを学ぶことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 設置なし
- 活用方法

(6) 課題

相談内容の複雑化、緊急支援などの対応に向け、スーパーバイザー（常勤職員）の配置が必要と考え、配置方法について検討している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】「不登校」生徒のための活用事例（④⑥⑩⑪）

中学3年生 女子

家族構成 母、本人、弟

小学校時代に学校から児童虐待の通告があり、児童相談所につながったケース。

中学生になり、1年生の2学期より不登校となり、母親から児童相談所へ相談。

「不登校」ということで、相談指導教室（適応指導教室）を視野にいれ、児童相談所から相談センター（カウンセラー）へ母子共につながった。

不登校だけでなく、家庭内では、母親の指導に従わず、時には暴力も振るうことがあった。カウンセラーは、母親の養育不安に寄り添い、本人の発達特性（心理検査を実施）を捉えながら支援を行っている。学校担当カウンセラーであることから、学校との連携の要にもなっている。

中学校卒業後の進路については、『将来、きちんと仕事ができるように』という母親の想いを受け止め、特別支援学校への進学に向けて、学校、関係諸機関（児童相談所、こども家庭相談課、生活支援課など）と定期的にケース会議を行っている。

【事例2】「不登校」生徒のための活用事例（②）

中学1年生 男子

家族構成 母、本人、妹

小学校4年生後半から、登校を渋りがちとなり、5年生からは、ほぼ全欠となったケース。

カウンセラーと直接のかかわりはなかったが、専任教諭や担任へのコンサルテーションを継続して行っていた。6年生の3学期に、SSWをケース会議の助言者として迎えたケース会議を継続的に行い、児童指導専任教諭や担任が、本人や母親にかかわる中で、別室登校ができるようになっていった。

また、ケース会議では、中学校でスムーズにスタートを切れるよう、部活動見学の段取りの提示や中学校生活の情報を継続的に知らせるようにした。さらに入学前に、中学校職員（学年主任、新担任、養護教諭、コーディネーター、生徒指導主任）と小学校職員（児童指導専任教諭、旧担任）、SSWとスクールカウンセラー、指導主事で、入学に当たっての配慮点、保護者への対応等を引き継ぐことを趣旨としたケース会議を行った。

入学後、本人はほとんど欠席することなく学校に通っている。

【事例3】教職員のための活用事例（①）

市内A中学校にて、「聴く力を身につける」というテーマで校内研修会を実施した。

参加者は管理職を含めた全職員。

内容は前半にロールプレイを行い、普段とは視点をかえ、生徒役を演じて、聴く側からどのような態度や聴き方だと、話す側が話しやすいかということを感じ取る体験をしてもらった。

後半は「生徒の話聴くための講座」ということで、聴くことについてのスキル（うなずき、あいづち、繰り返し、言い換え、質問のスキルなど）や留意点などについて講義を行った。

実施の効果については、自分とは異なった個性や考え方でも、まずは受け止めるという視点を持って、聴くことができるようになった。また、相手が話しやすい聴き方も意識して対応できるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小学校出張相談】

平成26年度の延べ受理件数は30,521件で、前年度より830件(2.8%)増加。

相談対象別では、児童の相談件数が前年度に比べ240件減少。教職員の相談が1,021件増加。

相談内容別では、「コンサルテーション他」が998件、「授業観察」が808件の増加。

教職員とカウンセラーが情報を共有し、具体的な支援方法について検討が進められている。

■延べ相談受理件数 単位：人 ():女子 △：減少

相談対象	平成26年度	平成25年度	増減
児童	25,616(9,052)	25,856(9,782)	△240(△730)
教職員	4,807(3,102)	3,786(2,209)	1,021(893)
その他	98(63)	49(34)	49(29)
合計	30,521(12,217)	29,691(12,025)	830(192)

●主な相談内容別受理状況(延べ相談件数) 単位：人

相談内容	26年度		25年度	
	件数	割合%	件数	割合%
発達に関する問題	5,134	16.8	5,167	17.4
授業観察	5,017	16.4	4,209	14.2
性格・行動上の問題	4,355	14.3	4,005	13.5
ふれあい	4,006	13.1	3,952	13.3
コンサルテーション他	4,759	15.6	3,761	12.7
登校しぶり	2,393	7.9	2,772	9.3
その他	4,857	15.9	5,825	19.6
合計	30,521	100.0	29,691	100.0

【中学校出張相談】

平成26年度の延べ相談受理件数は21,106件で、前年度より1,572件(8.0%)の増加。

相談別に見ると生徒の相談件数は、前年度に比べ1,067件、教職員の相談件数が455件の増加。

生徒・教職員共に相談を必要としていたことがわかる。

相談内容を見ると、相談件数の一番多い「不登校」は、前年度より70件の減少。「コンサルテーション他」は465件の増加。「登校しぶり」は380件増加。状況が重篤化し不登校になる前に、それぞれの生徒の特性、課題に焦点をあてた相談が行われるようになってきている。

■延べ相談受理件数 単位：人 ():女子

相談対象	平成26年度	平成25年度	増減
生徒	17,302(9,346)	16,235(8,110)	1,067(1,236)
教職員	3,714(2,067)	3,259(1,584)	455(483)
その他	90(63)	40(21)	50(42)
合計	21,106(11,476)	19,534(9,715)	1,572(1,761)

●主な相談内容別受理状況（延べ相談件数）

単位：人

相談内容	26年度		25年度	
	件数	割合%	件数	割合%
不登校	4,116	19.5	4,186	21.4
コンサルテーション他	3,709	17.6	3,240	16.6
登校渋り	3,577	17.0	3,197	16.4
授業観察	1,853	8.8	1,557	8.0
性格・行動上の問題	1,731	8.2	1,469	7.5
発達に関する問題	1,761	8.3	1,408	7.2
ふれあい	1,653	7.8	1,404	7.2
その他	2,706	12.8	3,073	15.7
合計	21,106	100.0	19,534	100.0

○文部科学省の問題行動等調査の結果から カウンセラーの活用

<登校できるようになった児童・生徒に特に効果のあった学校の対応>

	取り組み	小学校				中学校			
		H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
1	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	11	5	14	11	11	2	10	8
2	全ての教師が当該児童生徒にふれあいを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	15	9	12	16	9	5	8	18
3	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	10	4	8	14	4	2	4	7
4	養護教諭が専門的に指導にあたった。	14	4	7	11	4	3	6	8
5	スクールカウンセラー、指導員等が専門的に相談にあたった。	20	12	27	27	23	21	22	23
6	友人関係を改善するための指導をおこなった。	10	7	13	12	11	7	9	12
7	教師とのふれあいを多くするなど教師との関係を改善した。	19	10	18	22	11	9	14	17
8	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫をおこなった。	11	5	8	12	6	8	8	9
9	様々な活動場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した。	15	8	10	17	3	3	7	8
10	保健室等特別登校させて指導にあたった。	18	9	17	20	12	8	14	14
11	登校を促すため電話をかけた、迎えに行くなどした。	24	15	27	32	17	12	18	21
12	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	21	10	20	22	22	16	17	24
13	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	22	5	19	21	10	9	12	15
14	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	20	10	21	21	16	15	21	23
15	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	4	3	6	3	3	3	6	4
16	その他	1	4	2	2	1	2	3	0

(2) 今後の課題

- スーパーバイザーの配置
- 緊急支援の対応について
- 非常勤特別職のため、安定した人材確保が難しい。

新潟市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 各校の実態やこれまでの勤務実績に応じ、新潟市内の中学校、高等学校には全校配置する。
- ・ 各校の実態に応じ、小学校22校に配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数

小学校：22校、中学校：56校、中等教育学校：1校、高等学校：2校

② 資格

スクールカウンセラー：臨床心理士 17人、大学教授等 1人

スクールカウンセラーに準ずる者：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人

③ 勤務形態

- ・ 中学校 拠点校 29校 対象校 27校
- ・ 中等教育学校 拠点校 1校
- ・ 小学校 拠点校 10校 対象校 12校
- ・ 高等学校 単独校 1校 対象校 1校

○原則として、週1回7時間または週2回分割のいずれかで、年間34週で合計最大238時間、勤務する。

○拠点校配置校方式を採用し、「拠点校6：対象校4」を対象校の最大割合として割り振りする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

① ビジョンの策定

- ・ いじめの解消率（%）、不登校発生率（%）

② 周知方法

「新潟市教育ビジョン後期実施計画」の基本施策2「(4)いじめ、不登校への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー担当教諭

（2）研修回数

年に2回実施

（3）研修内容

スクールカウンセラーの資質向上及び学校との協働に関わる研修会の実施

（4）特に効果のあった研修内容

効果的なスクールカウンセリングの在り方と校内連携に関わった講演会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ S Vの設置はなし

（6）課題

スクールカウンセラーの専門性を高めるスーパーバイズのあり方を見直し、実施すること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校に関わる事例（①）

（1）事例の状況

母，中2男子（本児）の家族。本人は，きまじめな性格。部活動が終わった後も，塾や習い事も通い，毎日9時まで活動することが続く。疲れから，朝，遅刻が見られるようになり，週に1度は欠席も見られるようになった。

（2）スクールカウンセラーの関わり

自分のやりたいことを整理し，日常の学校生活を第一に考えるために，どのようにしていけばよいか本児と一緒に考えました。また，母親との関わりについて，期待に応えようとする気持ちは大切にしつつも，自分らしさを失わず，自分の思いも伝えられるとよいことを話した。

（3）チーム学校としての対応

部活動が負担になっていたので，顧問と相談し，休部することにした。また，母親と相談し，午前中の登校に柔軟に対応していくと共に，塾や習い事を精査し，減らすことにした。

【事例1】児童虐待による自傷行為への対応（④）

（1）事例の状況

父，母，姉，中3女子（本児）の4人家族。姉妹は母の子どもであり，父とは再婚。母は娘とけんかになると，刃物を投げることもあった。本児は，ストレスから自傷行為に及ぶことが増えていった。

（2）スクールカウンセラーの関わり

本児に対し，自分は大切な存在であることを自己認知するカウンセリングをした。お母さんに心配をかけないように自傷行為を隠しているが，自分が苦しいときはお母さんにいってもよいことを話した。

（3）他機関との協働

児童相談所と連携を図る。お母さんからの暴力で，つらくて居場所のないときに児童相談所に一時避難できることを確認した。

【事例1】進路に関わる悩みへの対応（⑩）

（1）事例の状況

母と中3男子（本児）の2人家族。母親と父親との離婚から不登校になる。高校へ進学するにあたり，学校に登校できていない自分でもいける学校があるか，高校に通うことができるか情緒不安定になる。

（2）スクールカウンセラーの関わり

本児に対し，高校への進学を契機に，夢を見つけ，変わっていった人がいることを話す。過去を振り返るのではなく，これからの自分の輝いている姿を目標にして，受験に向けてできるところから学習を進めるようアドバイスした。

（3）チーム学校としての対応

本児の高校進学に関わる情報を学校とスクールカウンセラーで共有した。また，本児が受けたい高校の情報を共有し，本児の学力と試験の傾向を鑑み，学習支援を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 活動実績

- ・ 児童生徒へのカウンセリングは延べ2,752人，保護者へのカウンセリングは延べ1,610人。

② 成果

- ・ 「チーム学校」に欠かせない一員として，児童・生徒のいじめ，不登校，問題行動の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を図ることができた。

（2）今後の課題

- ・ スクールカウンセラーの力量に差がある。
- ・ 問題行動の低年齢化に伴い，小学校への配置を増やす。

静岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

スクールカウンセラーは専門性を生かして、児童・生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
- ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
- ・小規模の小中学校に対しては要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置校数>

小学校： 69校
中学校： 38校
高等学校： 2校

<資格・人数>

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第52条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は常勤の講師の職にある者。

①②の資格を有している場合は①の資格に整理する。①③の資格を有している場合は①の資格に整理する。

②③の資格を有している場合は②の資格に整理する。①②③の資格を有している場合①の資格に整理する。

①臨床心理士 19人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者。

①③の資格を有している場合は①の資格に整理する。②③の資格を有している場合は②の資格に整理する。

②③の資格を有している場合は②の資格に整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格に整理する

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人

<勤務形態>

配置校	9 中学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
	2 9 中学校	(週 1 日・1 回 6 時間)
	6 9 小学校	(週 1 日・1 回 3 時間)
	2 高等学校	(月 2 日・1 回 4 時間)
要請校	5 中学校	(要請に応じて派遣)
	1 7 小学校	(要請に応じて派遣)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

『静岡市スクールカウンセリング事業 業務ガイドライン』策定し、第 1 回連絡協議会において説明し、周知徹底を図っている。

主な内容

- ・スクールカウンセラーおよび教育相談員の役割と仕事内容
- ・コーディネーターの仕事
- ・業務遂行に当たっての注意事項
- ・児童生徒への支援計画
- ・スクールカウンセラー事業活動記録、活動日誌 等

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育相談員、教頭またはコーディネーター担当教員

(2) 研修回数(頻度)

- ・年 3 回行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会
- ・新規選任スクールカウンセラーは 8 月にスーパーバイザーとの面接実施

(3) 研修内容

- ・事業報告より本事業の成果と課題
- ・事例検討
- ・講演
- ・事例発表 等

(4) 特に効果のあった研修内容

医師による講演(精神疾患を抱える保護者への対応、医療から見た不登校児童生徒の現状 等)。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・月 2 日、教育委員会に勤務
- ・面接または電話にて各スクールカウンセラーへのスーパーバイズ実施
- ・新規選任スクールカウンセラーへのスーパーバイズ実施

(6) 課題

年 3 回の連絡協議会またはスーパーバイズでの研修となるため回数・時間が不足している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題対応のための活用事例（②）

中学1年生女子Aは、小学生の時、いじめられていることを先生に相談したところ、「チクッた」と言われてしまった。中学生になったが仲間はずれにされるなどのいじめを受け、スクールカウンセラーに相談したことで発覚した。

- ・スクールカウンセラーは生徒Aに対して、いじめ被害について親身に聴き取った後、全教員で守り、問題解決に向けて早急に対応することを伝えた。
- ・学校はいじめ防止対策委員会を開催し、情報交換と対応策の検討を行った。
- ・学年部職員が分担して加害生徒達からの事情聴取、学級の生徒全員を対象としたアンケート調査実施。
- ・生徒Aの保護者と加害生徒達の保護者との話し合い（謝罪）を学校で行った。
- ・いじめが繰り返されないよう教科担任、部活動顧問を含めた全職員での見守り体制をつくった。
- ・スクールカウンセラーは定期的に生徒Aとのカウンセリングを行い、学級担任と連携し、心のケアを行った。
- ・学年主任から生徒Aの保護者へ定期的な経過連絡をするとともに、スクールカウンセラーとの面接を勧めた。
- ・学年集会において、スクールカウンセラーによるストレスマネジメントの授業を実施した。

【事例2】貧困対策における学習支援のための活用事例（①）

友人関係を築くことが出来ず、欠席がちな中学2年生男子Bとスクールカウンセラーは定期的にカウンセリングを行っていた。2年生になってから授業内容を理解することが難しくなり、卒業後の進学先への不安が高まった。母とのカウンセリングでは母子家庭であることから、経済的に塾へ通わせることが出来ないとの訴えがあった。

平成27年度より実施されている「静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援業務」に繋げることが適切と判断したスクールカウンセラーが学校とスクールソーシャルワーカーと連携。その後、母とスクールソーシャルワーカーが面接を行い学習支援業務について説明した。本人も通級を希望したことから子ども家庭課への連絡をスクールソーシャルワーカーが行い、その後、母子での面接・見学を行った。週1回通級し、学力の補充を行うこととなった。

【事例3】対人関係スキルアップのための活用事例（②）

C中学校は生徒数の少ない小規模校。小学校時からの人間関係が変わらないことから自由に表現できない生徒や集団行動を上手に営むことが苦手な生徒がいることが課題としてあげられた。

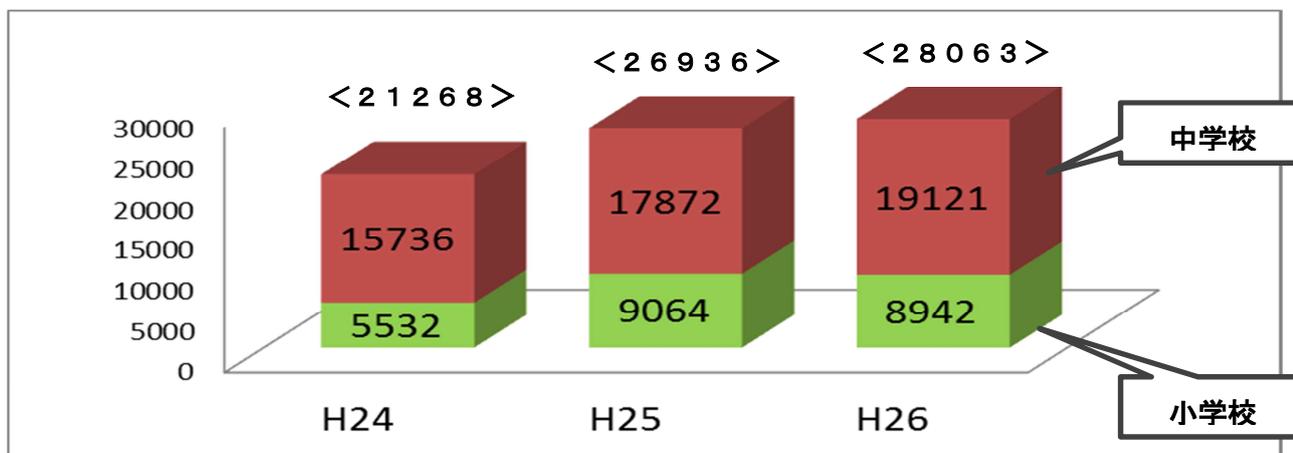
スクールカウンセラーを含めた校内連絡会において検討した結果、ソーシャルスキルトレーニングを全クラスで実施することとした。授業内容についてはスクールカウンセラーが提案し、資料作成やモデリングの指導、学級担任との連携を養護教諭、授業は学級担任が行った。

効果としては、教員自身がソーシャルスキルトレーニングの必要性を感じ、人間関係づくりを見直しながら学級経営に生かす意識が高まり、生徒同士の関わり合いや関係性について注視するようになった。生徒は、相手の気持ちを考えて言葉を掛けること等の意識が高まった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<スクールカウンセラー相談件数>



小・中学校における相談件数は平成24年度、21,268件であったが、平成26年度は28,063件と2年間で6,795件増加した。児童生徒や保護者への周知がなされ、コーディネーター担当教員が中心となって適切にスクールカウンセラーに繋げることが出来てきたと考えられる。

相談件数の中で最も多い相談内容は学校職員への助言であった。平成24年度の小中学校合計が10,930件であったが、平成26年度は15,975件と5,045件の増加であった。スクールカウンセラーは勤務日が限られていることから、組織的な支援体制を整えるなど学校職員へのコンサルテーションが定着してきたことが要因と考えられる。

また、児童生徒や保護者との相談、学校職員への助言、児童生徒への啓発活動を行った結果、約71.9%の割合で効果があったとスクールカウンセラーが判断している。一度のカウンセリングや助言で全てが解消されるわけではないが、児童生徒や保護者が抱える悩みや不安の一部が解消したり、教職員が把握できなかった児童生の状況を知ることによって適切な対応へ繋げるなど、スクールカウンセラーが関わることで効果があると期待することができる。

<評価方法>

①業務実績簿（毎月提出）において、以下の8項目についての件数とその効果について集約。

- ・教育相談員への助言
- ・学校職員への助言
- ・児童生徒との相談
- ・保護者との相談
- ・集会等における児童生徒への啓発
- ・教職員の研修における指導及び助言
- ・地域、民生委員などへの助言
- ・学校における事故、事件への対応

②スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。

- ・校内連絡会が定期的に行われているか。
 - ・校内連絡会で教員や教育相談員へのコンサルテーションを行っているか。
 - ・支援計画を作成しているか。
 - ・配置時間について
- 等

(2) 今後の課題

- ・相談件数の増加、児童生徒や保護者が抱える複雑な悩みに対して適切な支援を行うには、現在の配置時間では不足の状態。配置時間と臨床心理士の割合を増加させることが望まれる。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員を含めた校内連絡会の定期開催。その中で支援計画を作成し、組織的に対応する体制を今以上に充実させること。
- ・未然防止の観点から児童生徒への心理教育、保護者向けの啓蒙教育、学校職員向けの研修の充実。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員の資質向上。

浜松市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を浜松市立小中学校及び高等学校に配置することによりいじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

中学校区程度の地域を単位とし、その域内の拠点となる学校1校（基本的に中学校）にスクールカウンセラー等を配置し、当該校の域内又は近隣地域の他の学校を併せて担当する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 48人
- ・資格
スクールカウンセラー：臨床心理士 39人
スクールカウンセラーに準ずる者：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人
- ・勤務形態
小学校（99校）：月1～2日程度、1日4～8時間
中学校（48校）・高校（1校）：週1日程度、1日4～8時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールカウンセラー活用事業のねらい・活動内容・組織体制等について、年度当初、教育委員会から全小・中学校及び高校に説明している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・スクールカウンセラー 年7回
- ・スクールカウンセラー担当者 年2回

（3）研修内容

- ・発達支援、不登校、緊急時などの課題に関する内容
- ・スクールカウンセラーの役割、連携、活用に関する内容

（4）特に効果のあった研修内容

- ・発達障がいに関する専門性や市の就学指導の流れ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：豊かな知識と経験をもつスクールカウンセラーを他のスクールカウンセラーの相談役として活用している。

（6）課題

知識、経験、専門分野等において個人差のあるスクールカウンセラーに対して、学校のニーズに対応できる一定のレベルに全体を引き上げるための研修の充実。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】活用事例（①）

学校だけでの対応が難しいというという判断により、福祉的アプローチを活用したケース。
中学1年女子。4月中旬から不登校となり、自室に閉じこもるようになった。担任や小学校教諭、友人等も家庭訪問をして関わりをもとうとするが、拒否して家庭以外の接触が難しい状態となる。スクールカウンセラーも3度、家庭訪問を行うが、扉越しに話しかけるものの反応に乏しい。昼夜逆転、家庭内暴力、過食等の問題行動も呈するようになったため、7月学校職員にケア会議を行い、医療機関への受診を目的として、社会福祉課の家庭児童相談室に支援要請を行った。生徒指導、母親が迅速に相談室と連携をとり、保健師の訪問開始。体調面でのケアを中心としたアプローチで関係作りを始めている。

【事例2】活用事例（②）

小学校3年生男子。本児が母親に反抗的で暴言を吐き、言うことを聞かないので困っているという母親からの相談依頼があった。母親のカウンセリングでは、母親が神経質で脅迫的な強迫的なところがあり、本児に対して命令口調で口うるさく言い、自分でできることでも母親が先回りしてやっけてあげていることが語られた。心理的な見立てとしては母親の支配が強すぎるために本児が反抗的な行動をとっていることが考えられた。母親はカウンセリングで溜まっていた気持ちを話してすっきりし、自分の都合で子供を振り回していたことや、子供の気持ちになって考えないといけなことを洞察された。SCは母親が本児への関わり方を変えていくために命令口調をアイメッセージに変えていくことや自分でやれていることを褒めて認めていくことなどを助言した。母親が関わり方を少しずつ変えることができ、本児の反抗的な態度は少なくなり、母子関係は改善傾向にある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラー等（以下SC）を十分活用できている。
よくできている：76.9% できている：18.4%
少しできていない：4.8% できていない：0%
- ・SCが配置されていることにより、自校の相談体制の充実が図られている。
よくできている：79.6% できている：18.4%
少しできていない：2.0% できていない：0%
- ・SCは学校と連携してカウンセリングを行っている。
よくできている：81.0% できている：17.7%
少しできていない：1.4% できていない：0%
- ・SCは専門性を生かしたカウンセリングを行っている。
よくできている：83.7% できている：14.3%
少しできていない：2.0% できていない：0%

（2）今後の課題

- ・スクールカウンセラーの人材確保（臨床心理士の有資格者）と人材育成
- ・学校がスクールカウンセラーを有効活用できるためのコーディネートできる人材の育成
- ・学校にスクールカウンセラーをより頻度多く定期的に配置できるための財源確保

名古屋市教育委員会 1

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心のケアを丁寧に行うとともに、学校の教育相談体制を充実させ、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に役立てる。

（2）配置計画上の工夫

小学校では要望に応じて、140時間・70時間・30時間の3種類の配置時間数を設けている。
中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	: 60校（140時間）	77校（70時間）	126校（30時間）
中学校	: 110校（280時間）		
高等学校	: 15校（280時間）		

※資格

臨床心理士 175人

※勤務形態

小学校140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
小学校70時間・30時間配置校	（随時 ブロック内中学校のSCを派遣）
中学校・高等学校	（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールカウンセラー就業規程

配置事業の趣旨、SCの職務、服务等

年度始めに各学校に説明会で配付・説明するとともに、全スクールカウンセラーに配付

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年2回

1回目：本市スクールカウンセラー1年目・2年目＋希望者対象

2回目：全スクールカウンセラー対象

(3) 研修内容

スクールカウンセラーの職務／教職員との連携／本市の不登校の現状と対策

子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学／人権／いじめ防止基本方針

学校生活アンケート

等

(4) 特に効果のあった研修内容

ここ2～3年スクールカウンセラーの配置拡充を進めた結果、経験の少ないスクールカウンセラーが増えているため、教職員との連携については具体的な例を示すことによって、実際の学校での活動に役立ててもらっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーによって経験年数の差があるので、同時に研修をするのが難しい。
- ・スクールカウンセラーの人数が増えているので、グループワーク等の形での研修がやりづらい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】家庭の事情で転校してきたきょうだいの生徒に複数のカウンセラーを活用した事例（①⑦⑩）

年度初めに、生徒Aが3年生に、弟の生徒Bが1年生に入学してきた。父親のDVから逃れて母子での転居であり、当学区は一家にとってはまったく知らない土地であった。Aは当初登校しなかったため、まず状況の把握と母親を支える目的で、SC1による親面接を開始した。Aは場面緘黙で非常に緊張が高く、SC1が母子同席で面接したところ、ベースに発達障害が疑われる様子であったので、まずは通級指導教室を利用することを提案した。通級の担任とはノートによる筆談ができるようになり、少しずつAとのコミュニケーションが取れるようになった。Aが修学旅行に参加する意思を示したため、担任と学年教員によって周到に準備を進め、これを機に教員やクラスの生徒たちとの接触ができるようになった。その後、しだいに教室に入る時間が増え、ランチルームで昼食をとることもできるようになった。医療機関を受診して診断も受け、Aに合った無理のない進路を決めることができた。

一方Bは、当初は登校していたものの、不本意な転校への不満や、友達ができないこと、勉強が遅れていることの不安から、時々身体症状を訴えて登校を渋る状態であった。SC2がBと定期的な面接を行い、学校適応が促進されるようにサポートを行った。2学期以降は友人も増えて、しだいに落ち着きが見られるようになり、Aが欠席しても一人で登校するなど、自主的な行動が増えてきた。

2名のSC、AとBの担任、通級担任がチームとなり、つねに情報を共有し、方針を確認しながら役割分担して対応した結果、A、B、母親とも安定して生活することができるようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

中学校配置のカウンセラーがブロック内の小学校に行くことで、次年度の中学校入学に際し、配慮が必要な児童について、小6のうちにスクールカウンセラーと顔合わせや顔つなぎができる。

小学校5年から不登校気味だった児童は、保護者とともに継続的にスクールカウンセラーに相談していた。中学校入学に向けて、一層不安定になっていたが、相談を中学校の相談室で行い、その際に、さりげなく中学校の養護教諭や教務主任等と顔を合わせる機会をつくった。また、本人や保護者の了解を得た上で、中学校への情報提供も行い、学級編成や担任の配置について配慮をした。

中学校入学後も、休みがちではあるが、養護教諭や担任など、一部の教師とはある程度話をするようになっていく。

小学校・中学校で同じスクールカウンセラーを配置していることで、点ではない線での支援ができた。

【事例3】児童の教育プログラムにおける活用事例（②）

昨年度から2年続けて高学年対象に全学級で「心の授業」を教室で行っている。自分の心を見つめる「箱イメージ」や気持ちを落ち着けるためのリラクゼーションの方法、友達と協力するためのゲームやワークの体験等を行った。その後、学級が落ち着いた雰囲気になっただけでなく、精神的に不安定になった児童が出てきた際、スムーズにスクールカウンセラーとの面談につなげていくことができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談によって問題が解消したまたは解消に向かっている割合

校種		児童生徒に係る相談の総件数	解消した件数	解消に向かっている件数	「解消した」または「解消に向かっている」件の割合
小学校	140 時間	1830	679	898	86.2%
	70 時間	1008	327	489	81.0%
	30 時間	1131	368	521	78.6%
中学校		3286	1257	1409	81.1%
高等学校		413	160	178	81.8%

(2) 今後の課題

臨床心理士の確保

スクールカウンセラーの質的向上

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールカウンセラーに関しては、心理教育等の観点に基づく、未然防止のための授業や学校生活全般に対する援助、児童生徒に対する相談・カウンセリングを主な目的としている。

（2）配置計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールカウンセラーは1チームに1名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数 11人

○資格

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 4人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

○勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

なごや子ども応援委員会の事業内容や、各職種の役割について記載した行政説明用リーフレットを作成し、関係機関に配布した。また、同内容の教員向けチラシを各小中学校に配布した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー11名

（2）研修回数（頻度）

年約40回

（3）研修内容

- ・学校文化理解に関するもの
- ・なごや子ども応援委員会におけるスクールカウンセラーの役割に関するもの
- ・スクールカウンセラーのスキルアップに関するもの
- ・事例検討会 など

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：無

○活用方法

（6）課題

- ・対応業務が増加しているなかで研修内容の精選が必要

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害傾向にある生徒対応のための活用事例（①）

発達障害の傾向にある生徒本人から、友人関係や進路について子ども応援委員会に相談したいとの申し出があった。スクールカウンセラーが面談を行ったところ過去のいじめ体験などによる大きなストレスや自己表現の困難さ、学習の習得状況に対する不安を抱えていることが確認されたため、定期的に校内ケース会議を提案・開催し、学校及び子ども応援委員会の役割分担を明確にしたうえで支援をしていくこととした。

スクールカウンセラーは、カウンセリングを通して、抱えてきたストレスの軽減、コミュニケーション技術の習得、医療など他の専門機関へのつなぎ、進路の相談などを年間通じて行った。また、精神状態が不安定な母親の心のケアも行い、本人との関わり方を話し合った。

併せて、チームのスクールソーシャルワーカーが、福祉施設や、学習支援を行う機関に繋ぐことなど、卒業後の支援体制を整えた。本人は進学することができた。

【事例2】発達障害・貧困対策のための活用事例（①）

中学校から、家庭の事情で母親・妹と離れ、祖母と同居することとなった生徒について子ども応援委員会に相談があった。

スクールカウンセラーは、発達障害を持つ本人に対して、友人関係をスムーズにするためのソーシャルスキルトレーニングを行うことで、コミュニケーション能力の育成に努めた。年間を通じて訓練を続けた結果、文章表現が豊かになるなどの効果が確認できるようになった。

併せてチームのスクールソーシャルワーカーが、保護者に対して、引越し手続きや、生活保護の受給に関する支援を行うとともに、社会福祉事務所のケースワーカーに繋ぎ、生徒の環境を安定化させた。

【事例3】未然防止の取組支援（②）

学校が実施する人権週間における未然防止の取組の一環として、スクールカウンセラーが中心となって学校と協働して、「アイスバケツ・チャレンジ」を取り上げた授業を行った。ALS という難病と「アイスバケツ・チャレンジ」が訴えたことの意味を知り、もし自分が、家族が ALS だったらという立場で話し合い、意見交換することで、他者の立場に立って考える視点を養うことを目標にした。パワーポイントを使っての説明、グループ討議・発表、まとめ・感想の順序で進め、終了後の生徒から「もし家族が難病にかかったら、自分でできることをして支えたい」というような感想を得ることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ2,695件、対象となった児童・生徒数は、実数で523人であった。

そのうち、スクールカウンセラーとしては、延べ1,026件、対象となった児童生徒数は実数で221人であった。主な支援内容は、不登校の生徒や保護者への対応、発達障害が原因で友人関係に悩みを抱えるケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

スクールカウンセラーの研修やマニュアルの作成、日常的に学校で活動できるための実務の指導などを工夫しながら行っていく必要がある。

京都市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や不登校傾向、いじめなどの問題行動等多様化する児童生徒の学校不適応の未然防止・早期発見及び早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開するため、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

スクールカウンセラーの人数確保の点から、小学校については、1人のスクールカウンセラーが2校を隔週で受け持つよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	: 129校
中学校	: 73校
高等学校	: 11校（定時制2校含む）
総合（特別）支援学校	: 8校（分校1校含む）
教育委員会	: 1箇所

※資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 129人（平成26年4月1日時点） ※全員が臨床心理士

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について：

任用なし

※勤務形態

中学校と高等学校は年間280時間、小学校と総合支援学校は年間70時間又は140時間を基本とし、学校の実情に応じて調整する。

単独校	38中学校	（週1日・1回8時間）
	126小学校	（週1日・1回4時間、隔週1日・1回8時間、隔週1日・1回4時間）
	11高等学校（定時制2校含む）	（週1日・1回8時間、6時間又は4時間）
	6総合（特別）支援学校	（週1日・1回4時間又は隔週1日・1回4時間）
拠点校	35中学校	（週1日・1回8時間）
	1総合（特別）支援学校	（隔週1日・1回4時間）
対象校	40小学校	※対象校のうち3小学校は、小中連携として配置。
	1総合（特別）支援学校（分校1校）	
巡回校	1箇所	※教育委員会に配置し必要に応じ、随時派遣している。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活用事業実施要項」で指針を示し、スクールカウンセラー活用事業説明会で周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年3回

(3) 研修内容

生徒指導，教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し，教育における重要課題等についての講義を実施するとともに，スクールカウンセラーとして活動してきたそれぞれの成果と課題を踏まえ，教職員へのコンサルテーション，教育相談体制の確立，コーディネーターとの連携，情報共有と守秘義務などの重要なテーマについて情報を交換及び協議を行うことで，資質向上を図る。

〔平成26年度 実施内容〕

第1回：講演 「スクールソーシャルワーカーの活動と連携について」

第2回：分散会（学校での取組状況を踏まえた，小グループによる情報交換及び協議）

① 勤務校での成果と課題

② コーディネーター等教職員との連携の工夫

③ 課題の未然防止に関する取組み

④ いじめ対策にかかるスクールカウンセラーの役割 等

第3回：講演 「京都市の生活保護制度の概要」

(4) 特に効果のあった研修内容

講演「スクールソーシャルワーカーの活動と連携について」

スクールソーシャルワーカーに対する理解が深まり，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー両者が連携した支援の土台を構築することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

設置有り（4人）

○活用方法

地域ごとに担当を定め，必要に応じ，円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに，学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

(6) 課題

京都市スクールカウンセラーは，他の職も兼務しており，全員参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校の子どもへの支援に対する活用事例（③）

不登校の小学校女子児童。場にそぐわない言動をしてしまうこともあり、他の子どもたちとトラブルを重ねたことで登校できなくなった。スクールカウンセラーが担任へのコンサルテーション及び保護者面接を実施し、学校と保護者との関係づくりに努めるとともに、保護者の気持ちの安定を図った。結果、本人が落ち着きを取り戻すとともに、自らの言動のあり方にも気付きを深め、再登校することができた。

【事例2】小中連携による活用事例（②）

発達の偏りが見られ、周囲とのトラブルが多い小学校女子児童。小学校6年生の時点で、中学校への進学に伴うトラブルが懸念されたため、中学校スクールカウンセラーが本人とのカウンセリングを実施。また小中教職員間の連携を図るとともに、スクールカウンセラーの参画のもと、当該児童への中学校入学時の支援体制を構築した。結果、中学校入学後もトラブルはなく、順調に登校できている。

【事例3】学校組織、教育相談体制構築のための活用事例（①）

スクールカウンセラーが講師となり、本市独自の学級経営ツールである「クラスマネジメントシート」を用いた学級理解、生徒理解について教員研修を実施した。結果、「クラスマネジメントシート」を活用しようとする教員が増えるとともに、教職員間で互いに支え合うチームワークが高まった。また、スクールカウンセラーと教職員の関係が深まり、コンサルテーションがより頻繁に行われるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童・生徒、保護者に対するカウンセリングのほか、教職員に対するコンサルテーションや研修に実施などにより、いじめや不登校、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応につながるとともに、学校の教育相談体制が強化された。

本市では、不登校児童・生徒の在籍率を指標とした事務評価を実施しており、その数値は、全市立中学校にスクールカウンセラーの配置を完了した平成16年度以降、小学校、中学校ともに着実な減少傾向にある。

（2）今後の課題

財政状況により、スクールカウンセラーの配置時間の拡充が難しい、勤務日・配置時間が限られることから、児童・生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくい状況にある。

また、スクールカウンセラーの資質や経験に違いがみられ、その資質の向上が課題である。

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや、不登校等、学校教育をめぐる様々な問題の対応においては、子どもたちの心のケアが重要な課題となっている。このため、カウンセリングの専門家である臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校に配置し、「いじめ」「不登校」問題等を中心に、子どもたちや保護者の悩みの相談や教職員の指導上の相談にあたることを、主な目的にする。

（2）配置計画上の工夫

本市では、平成8年度よりいじめや不登校等の問題の解決のために、スクールカウンセラー事業を始めており、平成9年度には24行政区に各1校、平成13年度からは文部科学省の補助事業として49校にとスクールカウンセラーの配置を拡充し、平成21年度には大阪市の全公立中学校に配置した。

また、本市において、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談が1日の相談可能件数を超えることが課題となっており、この課題解決に向けて、平成25年度に49中学校で、平成26年度には52中学校において配置日数を週2日とし、そのうち1日は小学校への派遣を実施している。

（3）配置数・資格・勤務形態

○配置数

小学校144校（※注）・中学校130校

（※注）小学校は、拠点校配置方式により、中学校を拠点校として週1日配置日数を増加し、校区の小学校へ派遣。

○資格

・スクールカウンセラーについて

①臨床心理士：134人

・スクールカウンセラーに準ずる者について

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：1人

○勤務形態

・単独校73中学校（週1日・1回6時間）

・拠点校57中学校・対象校144小学校（週2日・1回6時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○主な内容

・相談室での個別カウンセリング（市内在住の幼児～高校生とその保護者）

・子どもに対する休み時間の相談・声かけなどの日常的な相談活動

・保護者の養育上の悩みや不安に対する助言・援助・情報提供活動

・保護者等を対象にした講演会等での子ども理解の促進

・教職員を対象にした研修会等でのカウンセリングについての理解の促進

・教職員への指導上の助言・援助・情報提供活動

・子どもの問題行動の解決に向けての教職員との連携

○周知方法

全スクールカウンセラーを対象とした連絡協議会を4月初めに実施し事業内容の説明を行うとともに、全市立中学校長及び関係小学校長宛にスクールカウンセラーの活動に関わる事務連絡を発送し周知をしている。また全市立学校園に対して保護者宛文書を配信し、スクールカウンセラーの活動の周知に努めている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大阪市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）（平成 27 年度）

年 14 回

(3) 研修内容（平成 27 年度）

回数	実施日	時 間	研修内容	備 考
1	4 月 6 日	10：00－12：00	連絡協議会（1）	
2	5 月 22 日	18：30－21：00	事例研究（1）	
3	6 月 19 日	18：30－21：00	事例研究（2）	
4	6 月 25 日	18：30－21：00	地域別研修 1・2 ブロック	北区・福島区・此花区 都島区・旭区・城東区・鶴見区
5	6 月 29 日	18：30－21：00	地域別研修 3・4 ブロック	中央区・西区・港区・大正区 西淀川区・淀川区・東淀川区
6	7 月 2 日	18：30－21：00	地域別研修 5・6 ブロック	東成区・生野区 東住吉区・平野区
7	7 月 28 日	18：30－21：00	小学校担当者研修	
8	8 月 6 日	18：30－21：00	地域別研修 7・8 ブロック	住之江区・住吉区・西成区 浪速区・天王寺区・阿倍野区
9	9 月 11 日	18：30－21：00	事例研究（3）	
10	10 月 14 日	18：30－21：00	事例研究（4）	
11	11 月 13 日	18：30－21：00	事例研究（5）	
12	1 月 29 日	18：30－21：00	事例研究（6）	
13	2 月 26 日	18：30－21：00	事例研究（7）	

※第 2 回連絡協議会については日程調整中

(4) 特に効果のあった研修内容（平成 26 年度）

○事例研究（年間 7 回）

毎回 1 名のスクールカウンセラーが実践事例を報告し、約 15 名が協議を行う。毎回スーパーバイザーが参加し、事例提供者の実践内容及び個々の参加者の発表に対して指導助言を行うことで、参加したスクールカウンセラー全員が、今後のカウンセリングに生かすことができる。

○地域別研修（前期 4 回）

大阪市内を近隣地域別に分け、情報交換を中心に協議を行う。前半は各区のスクールカウンセラーで地域の情報交換を中心にグループディスカッションを行い、後半は全体でシェアリングを行う。毎回スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、単なる情報交換で終わることなく、カウンセラーの資質向上につながる。

また、通常の業務ではなかなか難しい、スクールカウンセラー間の「横のつながり」を持つきっかけとなり、新採用のスクールカウンセラーにとっても、その点で特に貴重な場となっている。

○小学校担当者研修（夏季休業中 1 回）

小学校担当者全員を対象に、情報交換を中心に協議を行う。前半は事前アンケートに基づいたテーマを設定して講義を行う。平成 27 年度は発達障がいに関する講義を担当指導主事が行った。後半は、小学校派遣業務に関する情報交換や、講義テーマに関してグループディスカッションを行い、全体でシェアリングを行

う。スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、テーマに関する理解だけではなく、小学校派遣独自の課題や問題点に関して、解決方法や改善に向けて有効な方策について示唆をもらうことができる点において、貴重な場となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（2名）

○活用方法：スクールカウンセラー研修での指導助言・希望者に対する個別のスーパービジョン

(6) 課題

多様化する相談に対して適切に対応できるよう、アンケートの結果等を基に研修テーマ等の見直しを行う。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学習に困難を示す児童の事例（①発達障がい等）

児童Aの学習状況に大きな課題があると感じた担任の紹介で、親子面接を開始した。本児は、低学年の頃に相談機関で発達検査を受けるが、平均的な検査結果のため経過観察となっていた。また、学校から特別支援学級の活用を提案されていたが、本人が拒否していることを理由に、保護者は入級を承諾していなかった。

そこで、保護者や本児とのカウンセリングを重ねる一方、保護者了承のもと、学習に関するカウンセリング内容を学校と共有し、担任と連携して児童の状況を見守っていった。

その後、相談機関で発達検査を再度実施したところ、同様の結果ではあったが、カウンセリングの中で本児の様子に変化があり、学習の難しさを自覚したという旨の言動がみられるようになった。スクールカウンセラーはその変化を担任と共有し、改めて学校は特別支援学級の活用を親子に提案した。本児は、特別支援学級が自分のペースで学習を助けてもらえる場所だということを理解するようになり、保護者も納得されて入級することとなった。スクールカウンセラーと学校が連携することによって、児童と保護者の気持ちを尊重し、本児にとって適切な学習環境を整えることができた。

【事例2】小・中学校ともに不登校である生徒と保護者の事例（②小中連携）

中学校と校区の小学校を担当しており、不登校主訴で小学校在籍の児童の面接を継続して行っていた。

本児が6年生になり、小学校と中学校の教員を交えて、本児に関する話し合いの場が設けられた。スクールカウンセラーからは面接を通しての本児の様子を伝え、中学校はそれを基に新学期に向けての体制を整えた。3学期には面接の場を中学校の相談室に移し、中学校でも面接が継続できることを本児に伝えた。また、中学校の教職員との顔合わせも相談室で行うなど、自然な形で中学校の雰囲気を経験することができるようにした。

中学入学後も不登校が続いているが、本児は面接のため週1回登校できている。また、本児は保護者と共に相談機関にも通うようになった。その担当者とスクールカウンセラーが連携し、学校とも情報を共有しながら、本児の支援につなげている。

【事例3】養護教諭と連携した保健指導の事例（②教育プログラム）

1. プログラム名 「思春期講座」

2. 対象 中学2年生

3. 目的 パーソナルスペースについての理解を深め、自分のスペースに入った時の対処法を知るとともに、思春期に生じる心の成長について理解を深める。

4. 内容

時間	プログラム	内容	手立て
5分	導入	・本日の流れと目的の説明。 ・ルールの説明。	・自分の中に芽生える思いを素直に受け止めることが大切であることを知る。
5分	円になる	・隊形移動をする。	・偶数にならない時は教員が入る。

10分	「パーソナルスペース」体験①	・人が近づくと不快に感じる空間があり、個人の性格や相手によって距離が違ふことを体験する。	・ペアになり、「手と手」など指示された体の部位を接触させる。
5分	「パーソナルスペース」体験②	・教員も入り、異年齢の人との接触も体験し、同学年の人との違いを知る。	・同様にペアを変えて行う。
5分	体験を通しての気づきのまとめ	・自分のパーソナルスペースや、男女間・異年齢間の違い等について全体で意見交流する。	・無理に接触しなくてもよい。（接触できる、できないという感覚をそれぞれ持つことが大切）
10分	「ドキドキはどこから来るの」	・思春期に生じる体と心の成長を知る。 ・距離感が生じさせる誤解を理解する。	・自分のパーソナルスペースに入ってきたらどうするか考える。
5分	「様々なコミュニケーション」	・SNSなどの様々なコミュニケーションツールを使う時のマナーを知る。	・社会にはパーソナルスペースに入ってくる場面がたくさんあることに気づく。
5分	まとめ	・本日の活動を振り返り、全体で共有する。	・脳のを働きを紹介し、理性と本能の葛藤を理解することで、距離感による誤解や自分の身の守り方を知る。
			・直接接することのないコミュニケーションについて知識を得て、自分のコミュニケーションについて振り返る。
			・今後、質問や相談がある場合は、スクールカウンセラーまで連絡すること。

3. 実施の効果

- ・人と関わる時の適切な距離感（物理的な距離感）、パーソナルスペースの存在について気づくことができた。
- ・同性と異性のパーソナルスペースの違いを知り、自分のスペースに入った時の対処法を知ることができた。
- ・思春期に生じる異性への好意と関係の深まり方、及び自分の守り方について学ぶことができた。
- ・様々なコミュニケーションツールのマナーについて考えることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果（平成26年度）

○相談件数

主訴	不登校	いじめ	その他
合計件数	1,205	120	3,400
総合計	4,725		

○解決・改善件数

主訴	解決			改善			解決改善 / 全件数 件数	解決改善 割合
	不登校	いじめ	その他	不登校	いじめ	その他		
合計件数	167	30	516	428	37	952		
総合計	713			1,417			2,130 / 4,725	45.1%

(2) 今後の課題

市立中学校の全校配置は平成21年度に達成しているが、小学校派遣は平成22年度より順次導入している。小中連携を進める中、小学校派遣を行っていない中学校区については、小学校での潜在的な相談事案に十分に対応できておらず、中学校に進学後問題が顕在化することになることもある。よって、今後も小学校派遣を拡充し、問題の早期発見・早期解決に繋がるように取り組むことが必要である。

堺市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校に児童生徒の臨床心理士に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、幼児児童生徒の不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実に努める。

（2）配置計画上の工夫

現在、中学校・高等学校は全校配置されているが、小学校は93校中16校の配置である。3小学校がある中学校区の小学校、生徒指導及び不登校対応に重点的に取り組む小学校へ優先的に配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	: 16人
中学校	: 43人
高等学校	: 1人

※資格

スクールカウンセラー	
臨床心理士	51人

※勤務形態

単独校	43中学校	(年35回・1回6時間)
	16小学校	(年35回・1回6時間)
	1高等学校	(年35回・1回8時間)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールカウンセラー配置事業実施要項」に、事業の目的やスクールカウンセラーの活動内容等を定め、周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ・区代表のカウンセラーによる研修、打ち合わせ（月1回・1回2時間程度）
- ・全カウンセラー向け自主研修会（年2回・1回2時間程度）

(3) 研修内容

- ・情報交換や事例検討
- ・スーパーバイザーによる講演

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・学校教育上のカウンセリングについての意見交換やスーパーバイザーのアドバイス等

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（3名配置）

○活用方法

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けたSVによる講演
- ・SVによる助言

(6) 課題

- ・年2回開催の自主研修会の充実を図る。
- ・カウンセラーの役割や相談体制などについて共通理解をはかり、学校内でのカウンセラーの動きを充実させ、効果的に活用されるようにする。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①⑦⑩）

平成25年11月より、女子生徒（当時、中1）との面談を開始

小4の時、家庭事情により校区内小学校に転入した当時は不登校で、子ども相談所に2年間ほど母子並行面接に通っていた。本人が子ども相談所に通わなくなったこと、不登校の改善が見られたことから、小学校卒業を期に終結した。

本人と母親の3者面談開始をした中1の11月は、本人は休みがちで、母親に「～で嫌だ、困った」などは話すことができていた。SCが母親に、学校でもそのように話すよう本人に勧めることを伝えたが、母親は「学校では話せないから困っている」と怒り出す状態であった。SCは、母親との面談も継続しながら、担任、学年主任、養護教諭に母親と生徒の見立てと学校側の対応を助言した。（SCは、本人は「場面緘黙」との申し送りだったが、ある種のこだわりと、一面的なとらえ方をするため被害的思考となり、学校で話せない状況になっていると判断し、学校へ伝えた。）

SCは、本人、母親、担任の3者面談を勧めた。また、2週間に1度は担任と生徒の2者で話す時間を確保していった中で、本人は担任と話すことができるようになった。同時に、子ども相談所での発達検査を勧めたが予約が取れず、母親は独自のルートで検査を受検し、その結果から本人の特性をSCと共有した。その際、SCは、学年教員、授業担当者とも共有することを勧めた。

本人と2者面談を中1の1月より実施し、継続する中で、実技教科の授業中だった面談時間を放課後に変更し、本人も授業やクラスにも安心感が持てるようになってきたことから、中1の年度末に終結とした。

中2では、母親面談は継続した。母親が本人に要求する基準が高いことで、本人が母親に対し反抗的な態度が強く見られることから、相談内容を母子関係にシフトして対応した。母親は、SCからの助言を徐々に受け入れ、親子関係が改善された。その後、本人は、先生方のサポートもあって、苦手科目の授業や体育大会にも参加、意欲的な発言も見られるようになった。また、欠席もほぼなくなり、母親も本人からの言葉に一喜一憂することなくしっかり対応できるように成長した。

【事例2】不登校のための活用事例（①④⑦）

平成24年6月より、女子児童（当時、小4）との面談を開始

小3時、給食中に嘔吐し、「みんなに汚いと思われるかもしれない」と担任に訴えた。それ以降、教室で給食が食べられなくなり、徐々に欠席が目立ち、小3の3学期には完全不登校状態となった。SCが母親と面談を開始した。SCが小4の6月より本児と面談開始すると同時に、休んでいる間に途切れていた友人たちとの交流が再び持てるよう、担任と調整し、クラブに参加するなど少しずつ集団とともにいる感覚を取り戻していった。また、本児がSCに対して自分のネガティブな性格や家庭環境の変化に対しての複雑な思いを語る中で、少しずつ自己理解がなされていった。担任と連携する中で、小4の2学期には保健室登校ができるようになった。また、母親はSCと面談の際に「登校を渋る子供に対し、叱ったり蹴ったりしてしまう」と話した。母親の仕事も決まらず経済的に不安定な状態が続いていたため、SCはスクールソーシャルワーカーに支援を依頼し、ケース会議で対応を検討した。小4の3学期には、友人の誘いで教室に行けるようになった。その後はずっと授業、給食を教室で行うことができた。家庭問題や自己評価の低さから、面談は継続とした。小5では、男子児童から本児に対してからかわれる場面もあったが、カウンセリングの場面でSCが、自分の気持ちを否定しないようにと介入を行い、本児はネガティブな思いにとらわれたり再び不登校に陥ったりすることなく学校生活を送ることができた。また、母親の仕事が決まったことも、本児の安定要因となった。小6になると、面談の頻度を減らしていった。本児は、ネガティブな話題にも抑圧せずに生き生きと表現したり、日々のストレスを友人と共有したりするなど健全な形で対処する様子がみられ、無事卒業を迎えることができた。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

中学校における夏季研修会

配置のスクールカウンセラーに講師を依頼し、夏季研修を開催。

「寡黙な生徒を指導する際の、教師の対応、気持ちの持ち方など」

日々の生徒指導において、活発な生徒に対する指導以外に、寡黙な生徒への指導を行う際の教師の対応、聞く姿勢、気持ちの持ち方などの講義を聞いた後、ロールプレイを行う。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーが年度末に提出する「成果のあった事例報告書」によると、「不登校」についての記載が多くみられ、不登校対応担当者、生徒指導主事と連携を図りながら不登校の解決に向けて組織的な取組ができた。
- ・スクールカウンセラーが、生徒指導委員会に出席し情報を共有したり、助言を行ったりすることで、効果的な支援方法を計画し継続的に実施することができ、課題の早期解決につながった。

（2）今後の課題

- ・スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各種学校園において相談体制を確立や研修が必要である。
- ・スクールカウンセラーの評価システムの構築をはかり、有能な人材を確保していく必要がある。

神戸市教育委員会

【1】 スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、他都市では昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。また、最近の問題行動等の特徴として子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制できなくなり、衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小中学校等に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

本市では、平成17年度から全中学校にスクールカウンセラーを拠点校配置し、すべての校種をカバーしている。平成26年度は、スクールカウンセラーを小学校に10名増員し、すべての小・中学校において定期的なカウンセリングを実施している。

心の専門家であるスクールカウンセラーは専門的な視点に立って児童生徒にカウンセリングを行う一方、保護者へのカウンセリングも行っている。また、教職員へアドバイスを行ったり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。なお、平成25年度からストレスマネジメントなど心の健康づくりに関する教育プログラムを、各スクールカウンセラーが児童生徒向けに新たに実施している。また、緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や委員会が必要と判断した場合に、スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置数（全市立小中高等・特別支援学校に配置）

小学校	:	167校
中学校	:	82校
高等学校	:	9校
特別支援学校	:	6校
教育委員会等	:	1箇所

○資格

①臨床心理士	98人
②大学教授等	6人

○勤務形態について

単独校	20小学校	(月4回・1回あたり8時間以内)
	82中学校	(月4回・1回あたり8時間以内)
	9高等学校	(月4回・1回あたり8時間以内)

拠点校	73小学校	(月2回以上・1回あたり8時間以内)
対象校	74小学校	(月2回以上・1回あたり8時間以内)

巡回校	6特別支援学校	(2名で巡回/それぞれ月4回・1回あたり8時間以内)
-----	---------	----------------------------

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に概ね以下の職務を行うとともに、神戸市教育委員会の開催する研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング及び心の健康づくりに関する教育プログラムの実施
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助・講話
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) 重大な事件・事故等の発生時に児童生徒、保護者、教職員へのケア
- (5) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校が適当と認めるもの

但し、スクールカウンセラーの内、上記の職務に加え、以下の職務を行うスーパーバイザーをおく。

- ① 神戸市立の学校に配置したスクールカウンセラーの指導助言等
- ② 神戸市立の学校等において、必要に応じて児童生徒等の心のケアに係る支援活動

* 4月・12月に行うスクールカウンセラー配置校連絡協議会等で各SCに周知

* 校長会等でSCを配置している各校へ周知

* 各学校においては、年度当初の全校生が集まる機会にスクールカウンセラーを紹介するなどして、その存在を周知

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・神戸市勤務の全スーパーバイザー及びスクールカウンセラー
- ・管理職または校内SC担当者

(2) 研修回数(頻度)

- ① 平成27年度 スクールカウンセラー配置校連絡協議会(年間2回)
第1回: 4月15日(水)・第2回: 12月2日(水)
- ② スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会(年間2回)
第1回: 6月14日(土)・第2回 3月22日(土)

(3) 研修内容

- ① 教育委員会所管相談機関の活動について・講演会「効果的な支援のあり方」事業説明・事務手続き
学校とスクールカウンセラーとの打合せ・スクールカウンセラー引継ぎ会等
- ② 交換情報・学校アセスメント・今年度の緊急支援総括・教育プログラムについて等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラー配置校連絡協議会(対象: 配置校の管理職又はSC担当とSV、SC)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・3名配置

○活用方法

- ・市内の適応指導教室に配置。不登校の児童生徒に対するカウンセリングに加え、本市に配置しているSCの相談役としても活動を行っている。また、緊急派遣事案対応時には、教育委員会事務局の指示により、アドバイザーとし当該校の支援にあたっている。

(6) 課題

- ・配置SCの数が多いため、研修日程の調整が難しい。
- ・「チーム学校」の視点からSSWや他の関係機関等との連携を深めるための研修をすすめる必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】スクールカウンセラーと児童生徒との関係づくり活用事例（⑫）

スクールカウンセラー配置校においては、年度当初の全校生が集まる機会にスクールカウンセラーを紹介するなどして、その存在を周知している。また、スクールカウンセラーの活動の中には、児童生徒や保護者のために「スクールカウンセラーだより」等のお知らせプリント等を作成して、児童生徒にメッセージを送ったり、心についての授業を行ったりする取組も見られる。

また、スクールカウンセラーの多くは、可能な限り授業を見学したり、児童生徒と一緒に昼食を食べたりして、児童生徒の状況を直接把握することに努めるとともに、相談室に開放時間を設けて自由に入室できるようにしたり、小規模校においては、全校生と面談する機会をつくったりして、児童生徒との関係づくりに努めている。

平成25年度より従来の相談業務等に加え、心の健康づくりに関する授業を「教育プログラム」として新たに実施し、心の専門家の視点で校内での教育相談活動を推進している。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

校区内の小中学校に配置されたスクールカウンセラーの出勤日を学校間で調整し、それぞれの配置校を訪問する機会を設けた。授業中や休み時間の様子を観察したり、学校行事等に参加したりすることで、教職員では気づかない児童生徒の心身の様子や発達障害等に気づくことができた。また、他校種に配置されたSCが情報交換を行うことで中1ギャップを軽減させ、小中学校の滑らかな接続への一助となった。今後もスクールカウンセラーの配置を拡充し、相談の機会を増やすことで、これまで教職員では気づかなかった専門的な視点で子供たちの様子を多角的にとらえる指導につなげたい。今後もスクールカウンセラーが配置校、関係機関、地域等の連携をさらに深めることで、チーム学校としての組織力を高めたい。

【事例3】教育プログラム実施のための活用事例（②）

平成26年度は、のべ87校で教育プログラムを実施した。各SCが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。10～15分で簡単にできるもの、1単位時間を使ったもの、2時間位をかけて行うもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

<昨年度の実践プログラム>

ストレスマネジメント・リフレーミング・アサーショントレーニング・ ソーシャルスキルトレーニング

<具体例>

「ストレスってなに？」・「困っている友達の話の聞くととき」・「心の健康」「命の学習」

「自己肯定感をはぐくむ」（学校保健委員会で講話）・「あがり防止セミナー」

「受験前のストレスマネジメント」等

中学校3年生を対象にした講話「受験前のストレスマネジメント」では、教員の視点とは違った面から受験前の生徒を支えることができた。今後もより効果的なSCの活用をすすめるためには、各校の実態を把握し、スクールカウンセラーと子供、保護者、教職員をつなぐコーディネーターの存在が不可欠である。一人でも多く悩みを抱えている子供を支援できるよう各校の実態に応じたSCの効果的な活用をすすめていきたい。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

全国で平成26年度の長期欠席者（30日以上欠席者）のうち、「不登校」を理由とする児童生徒数は、小学校は2万6千人で、前年度より2千人増加、中学校は9万7千人と前年より2千人増加となっており、全国の児童生徒数の約1.21%、約12万人の不登校児童生徒がある。

このような全国の状況の中、神戸市では不登校児童生徒数の割合は小中学校ともに微増に留まっている。これらの成果については、各学校において、教職員が定期的な家庭訪問や適切な登校刺激を行うなど、きめ細やかな対応しているだけでなく、各校でのスクールカウンセラーの活用が大きな力となっている。児童生徒、保護者へのスクールカウンセラーの認知も高まり年々相談件数も増加しており、今後も各校の実態に応じたスクールカウンセラーの活用が期待される。

○不登校数と全生徒に対する割合（平成24年度～26年度）

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		不登校数 (人)	全生徒数に対する 割合(%)	不登校数 (人)	全生徒数に対する 割合(%)	不登校数 (人)	全生徒数に対する 割合(%)
小 学 校	神戸市	130	0.17	127	0.16	132	0.17
	兵庫県	777	0.25	827	0.27	820	0.28
	全 国	21,243	0.31	24,175	0.36	25,866	0.39
中 学 校	神戸市	939	2.55	912	2.47	908	2.50
	兵庫県	4,150	2.55	4,231	2.61	4,099	2.62
	全 国	91,249	2.57	95,181	2.69	96,789	2.76

(H26年度はH27年8月6日速報値より)

○神戸市の主な相談人数（H22～26年度）

	H26 主な相談者数延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員
平成22年度	36,014人	25.5%	22.5%	50.6%
平成23年度	38,666人	24.9%	22.5%	51.4%
平成24年度	45,038人	25.2%	20.0%	53.2%
平成25年度	54,234人	25.3%	18.8%	54.1%
平成26年度	61,377人	27.5%	18.8%	52.5%

(2) 今後の課題

- ・小学校へのSC配置を拡充し、単独配置校を増やすことで、学校における教育相談体制の充実を一層図る。
- ・スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決できにくい子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・チーム学校の視点からSSWや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーの確保。

岡山市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・岡山市内中学校37校（全校配置）。
- ・岡山市内小学校24校配置。（24中学校区内の小学校各1校に配置）
- ・中学校区内の小学校のうち、問題行動、不登校の状況等を総合的に判断して配置校を1校を決定する。
- ・中学校区内に2名のスクールカウンセラー配置を目標とする。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

- ・小学校 : 24校
- ・中学校 : 37校
- ・高等学校 : 1校（合計：62校）

○資格

- ①臨床心理士 32人
- ②大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ③大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

○勤務形態について

- 単独校 37中学校（週1日・1回3.5時間）
- 24小学校（週1日・1回3.5時間）
- 1高等学校（週1日・1回3.5時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

1 各学校の相談体制の充実と指導力の向上

- ・教職員を対象としたカウンセリングや児童理解等に関する研修を年3回以上実施し、教職員の指導力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーによる教職員への直接的な指導、助言及びコンサルテーションを有効に活用し、問題行動や不登校等の早期発見、未然防止を実践する。

2 チームとしての支援を充実させることにより問題の未然防止、早期対応に努める。

- ・ケース会議を開いて支援方針、支援領域、支援スタッフの責任分担を明確にし、それぞれの専門性を生かした支援を充実させる。
- ・不登校児童生徒のフェイスシート（個別支援シート）を教職員がスクールカウンセラーとの協働によって作成することにより、個々の児童生徒の状況を詳細に共有するとともに、支援方針を明らかにすることにより、具体的な支援の充実を図る。

※年度当初のスクールカウンセラー研修会で周知する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

(2) 研修回数（頻度）

3回

(3) 研修内容

- ・今年度の活動方針等の伝達
- ・精神科医による講演
- ・弁護士による講義

(4) 特に効果のあった研修内容

精神科医による講演で、人の心の構造をテーマに話をされたことがわかりやすく、今後の児童生徒支援の参考になった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vは設置していない。

(6) 課題

- ・スーパーバイザーの設置
- ・スクールカウンセラーの経験によってニーズが異なるため、また、別の仕事を持っている者が多いため、全員を対象とした研修が行いにくい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待防止のための活用事例（④⑪）

A小学校 4年生女兒 家族構成 母、兄（小6）、妹（1年）

- ・ 母親による、子どもへの虐待で通告されたことがあり、要対協の見守り家庭である。
- ・ 本児は、教室でじっといられないなど多動傾向があった。
- ・ SCは、担任と母親と一緒に面談し、「しっかりほめて、しからない」指導をするよう伝えた。
- ・ また、本人ともカウンセリング何度かを行ったが、授業中に外へ出たり、友達とトラブルになったりすることは収まらなかった。
- ・ 児童相談所で発達検査を受けた。IQ91だが視覚優位で、ADHDの傾向。
- ・ 耳から聞いた内容では行動に移しにくいことが分かった。
- ・ SCは、母と担任と一緒に面談し、視覚支援を含む支援体制を整えることを提案した。
- ・ ADHD傾向のある児童の支援の仕方などを心理の専門家であるSCから直接助言を受けることで、説得力のある対応となり、他機関（児童相談所など）との連携もスムーズに行えた。

【事例2】小中に姉妹が在籍しどちらも不登校であるケースの活用事例（②）

B小学校 5年女兒 家族構成 母、姉（中1）

- ・ 転校してくる前から姉妹2人とも不登校傾向にあり、転入後も長期欠席が続いた。
- ・ 母親は仕事も多忙な上に姉妹の対応もあり、疲弊状態であった。
- ・ 女兒の担任が懸命に訪問した結果、登校できるようになり友人もできた。
- ・ しかし、登校を継続することは難しく、再び休みがちになった。
- ・ 姉も中学校で友人がなかなかできず、家で過ごす日々が続いていた。
- ・ 担任や特別支援コーディネーターの働きかけにより福祉の相談機関につながった。
- ・ その相談の中で継続したサポートの必要性を助言され、SCが対応することになった。
- ・ 姉は、中学校の相談室に行くことが難しかったが、妹の付き添いとして小学校の相談室に行くことはできそうだった。
- ・ そこで、小・中の管理職間で連絡調整し、「家から出て学校につながる」ことを目的に、小学校の相談室に姉妹で来室する機会をもつこととした。
- ・ 当日は母親も来室し、教員とSCが分担して母親と姉妹の対応を別室で行った。
- ・ SCは母親に対して家事支援等の利用できる福祉のサポート資源を提供した。
- ・ また、来室時間に姉妹と一緒に過ごすことで人間関係ができ、今後の支援体制について考えることができた。
- ・ その日の姉の様子は、後日中学校に報告した。
- ・ このように不登校状態の姉妹が小・中にまたがる時、それぞれの組織体制や姉妹への関わりの方針などが異なる点もあるが、共通する目標を見立てて実行するためにSCを活用することができた。

【事例3】校内研修のための活用事例（②⑧）

- ・ いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されたことを受け、スクールカウンセラーが年度初めに全職員を対象にいじめについて校内研修を実施した。
- ・ 校長をはじめ、副校長、教頭、生徒指導担当者と相談し、学級開きまでに全担任にきちんと理解しておいてほしいということで、年度初めの春休み中に児童理解の校内研修を行った。
- ・ まず、いじめ防止対策推進法を全員に配布し、全員で1条ずつ音読した。（音読することで意識化）そして、スクールカウンセラーが、いくらか解説を加えながら、読み進めた。

- ・また、今までの他校での事例などを取り入れて説明することで、教員が自分の学級の問題として捉えることができるようにした。

○校内研修で次のような点について確認した。

- ・担任が1人でいじめ問題を抱え込むことで生じる事態を理解し、予防するための対応を話し合う。
- ・日頃から、本人、保護者との人間関係を構築し、困ったことは早めに相談する。
- ・いじめを生まない学級づくりに心がけ、学級開きでは「いじめを許さない」姿勢を伝える。
- ・担任の存在・言動・価値観は学級の風土の基礎をつくっていることを意識する。
- ・担任1人だけでなく、学年団、管理職などに早めに相談し、チームで対応する。
- ・初期対応が大切なので、いじめかどうか判断できないことでも、早めに情報共有し、（学年団、生徒指導、SC、管理職など）対応を考える。必要に応じてケース会なども開く。

○最後に、生徒指導担当者が、本校のいじめ防止基本方針を配布し、いじめ防止の体制を確認した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

1 相談実績

- ① 相談件数： 7,946件（前年度比 30%増）
 - ・小学校 3,427件（前年度比200%増）
 - ・中学校 4,448件（前年度比 2%増）
 - ・高等学校 71件（前年度比 3%増）
- ② スクールカウンセラーを活用したケース会議：234件（前年度比44%増）
- ③ スクールカウンセラーを活用した校内研修：187件（前年度の3.3倍）

2 学校の評価

- ① 「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった。」と捉えている学校の割合 … 76%
- ② 「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の早期対応（状況に応じた対応）に効果があった」と捉えている学校の割合 … 84%
- ③ 「スクールカウンセラーの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」と捉えている学校の割合 … 90%

(2) 今後の課題

- ・長期欠席・不登校児童生徒数の増加

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	長期欠席児童数	485	545	604
	不登校児童数	180	179	220
中学校	長期欠席生徒数	829	875	857
	不登校生徒数	524	565	503
計	長期欠席児童生徒数	1314	1420	1461
	不登校児童生徒数	704	744	723

- ・特別な支援が必要な児童生徒や、問題を抱える児童生徒に対する支援に関する小中連携
- ・不登校児童生徒支援員や特別支援教育支援員との効果的な連携
- ・スクールカウンセラーの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上
- ・スクールカウンセラーの人材確保

広島市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にスクールカウンセラーを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したスクールカウンセラーを校区内の小学校に計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置し、すべての市立学校へのスクールカウンセラーの配置が完了した。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数について

小学校	: 141校
中学校	: 62校
高等学校	: 8校
特別支援学校	: 1校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者

①臨床心理士	61人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	5人
②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	0人
③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	0人

※勤務形態について

単独校	8 高等学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
	1 特別支援学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
拠点校	6 2 中学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
対象校	1 4 1 小学校	(週 1 日・1 回 4 時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

※策定の状況(盛り込んでいる主な内容)について

- 1 事業の目的
- 2 スクールカウンセラーの役割
- 3 活動形態
- 4 資格
- 5 採用
- 6 スクールカウンセラー等の職務及び具体的な活動
- 7 学校が行うこと
- 8 教育委員会が行うこと

※周知方法について

年度当初の「広島市スクールカウンセラー活用事業連絡協議会」において、各スクールカウンセラーに配付し、周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

(2) 研修回数(頻度)

年 2 回開催

(3) 研修内容

スクールカウンセラーの活動内容やサービス、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒、保護者への啓発・広報の方法などや、複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量を向上させることを目的に研修を行っている。

(4) 特に効果のあった研修内容

事例をもとに、不登校児童生徒の支援について、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携等、「チーム支援」についての研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

スクールカウンセラー等が直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを 1 名配置している。

○活用方法

①スクールカウンセラー等が円滑に職務を遂行するための助言、②スクールカウンセラー等と学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション、③新任スクールカウンセラー等への面接、④スクールカウンセラー連絡協議会の研修講師、⑤その他、緊急の問題が発生した学校への支援

(6) 課題

多様化している課題に適切な指導・助言をするため、スクールカウンセラーの資質能力の向上を図る必要があるため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を強化する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援（中学2年生男子）のための活用事例（①、⑨、⑪）

- 児童生徒の課題
 - ・ 不登校傾向、自傷行為（リストカット）、発達障害
- 関係機関等：医療機関
- スクールカウンセラーの活動内容
 - ・ 当該生徒と母親へ継続的な面談を行う。
 - ・ 週1回、生徒指導教育相談委員会（管理職・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー）に参加し、支援方針等について、協議する。本委員会で当該生徒への対応のルールを決め、全教職員へ周知する。
 - ・ 自傷行為の心理的背景と対応のポイントについて、校内研修を実施し、全教職員での情報の共有化と当該生徒への一貫した対応の重要性について、助言する。
 - ・ 当該生徒が通院中の医療機関のカウンセラーと連携を図り、当該生徒について、情報共有を行う。

【事例2】小中連携（中学1年生男子）のための活用事例（②）

- 児童生徒の課題
 - ・ 家庭内暴力、虞犯行為、集団行動が苦手
- 関係機関等：警察署、児童相談所、医療機関
- スクールカウンセラーの活動内容
 - ・ 父親と母親へ継続的な面談を繰り返し、信頼関係を築く。また、当該生徒の医療機関の受診を勧める。
 - ・ 当該生徒が中学校入学前に、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、小学校・中学校、関係機関とのネットワークを構築し、ケース会議を開催する。
 - ・ 担任等へ継続的にコンサルテーションを行い、当該生徒や保護者への声かけや関わり方について、助言・援助を行う。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

- 演題
 - ・ コンサルテーション会議演習
- 対象
 - ・ 管理職、教諭、養護教諭、臨時的任用教員、非常勤講師
- 開催時期
 - ・ 夏季休業中
- 所要時間
 - ・ 2時間
- 研修のねらい
 - ・ 本研修では、実際に困っている身近な事例で、教職員にコンサルテーション会議を体験させることで、「意味のある情報収集の仕方」、「コンサルテーションの進め方」、「アセスメントの方法についての理解を深めること」をねらいとする。
- 研修内容
 - ・ 教職員へ反抗的な言動が目立つ中学2年生女子について、事前に当該生徒の「学習面」「心理／社会面」「生活／健康面」「進路面」における「よいところ／できているところ（生徒の自助資源）」「気になるところ（援助が必要なところ）」「これまでにしてみたこと（今までに行った／現在行っている

指導・援助とその結果)」について情報収集を行い、一覧表にまとめ、これを研修（アセスメント演習）の資料として作成する。

- ・ 研修当日は、スクールカウンセラーが、「コンサルテーションの進め方」、「アセスメント（見立て）の方法」について説明を行い、次に当該生徒のアセスメント演習（一覧表の情報に基づき仮説をたて、指導・援助方針を決定し、具体案を出し合うところまで）を行う。
- ・ その後、学年毎に4～5人のグループに分かれて演習を進める。
- ・ 演習後、各グループよりアセスメント結果を発表する。
- ・ 当該生徒については、発達障害の疑いも否定できなかったため、「学習障害」「注意欠陥／多動性障害」「反抗挑戦性障害」「行為障害」「自閉症スペクトラム障害」の基本知識についてふれた後、最後にスクールカウンセラーが（グループの発表内容と絡めながら）心理学的視点からの見立てと対応策の提案を行う。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 年々、スクールカウンセラーの相談件数が増加している。
- 教職員にとっては、校内研修会等でスクールカウンセラーから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになってきている。
- 児童生徒にとっては、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになったり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになったりしている。
- 保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がスクールカウンセラーから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な声かけ等が行えるようになってきている。

スクールカウンセラー相談件数（平成23年度～26年度）

<小学校・中学校・高等学校・特別支援学校>

（単位：件）

23年度				24年度				25年度				26年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計												
5,785	4,890	12,310	22,985	5,859	5,103	11,541	22,503	8,599	6,755	17,592	32,946	7,953	6,743	18,970	33,666

（2）今後の課題

- 多様化している課題に応じた適切な指導・助言を行うため、スクールカウンセラーの資質能力の向上を一層図る必要がある。そのため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる個別事案への指導・助言体制を整える。
- 「広島市いじめ防止等のための基本方針」の施行に伴い、各学校の「いじめ防止委員会」の構成員としてスクールカウンセラーを位置づけ、スクールカウンセラーとして専門的な意見を出してもらいなど、いじめ防止等の取組が充実するよう体制を整備する。

北九州市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。
- このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

- 平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。
- 拠点校方式とし、中学校から校区の小学校へ派遣する。中学校全62校のうち、47校には時間額嘱託員、15校には月額嘱託員を配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○ 配置人数

小学校	: 131校
中学校	: 62校

○ 資格

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	62人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

（3）勤務形態について

【時間額嘱託員】

- ・47校に、原則週12時間・年33週・年間396時間配置する。

そのうち、活用頻度が高い10中学校には、原則週4時間・年33週・年間132時間を小学校対象に追加派遣する。

【月額嘱託員】

- ・通年で5名のスクールカウンセラーを各3中学校に配置（計15校）し、校区の小学校

へ派遣する。

- ・週4日7.5時間の勤務とし、1中学校に年間396時間を上回るよう勤務する。(原則、中学校は、1校あたり年間264時間を、また、小学校は、1校あたり年間66時間を上回るよう勤務する。この時間は、週12時間配置の【時間額嘱託員】より、1中学校に少なくとも29時間多く勤務できることによる。)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

次の各号に掲げる活用方法を参考として、学校の実情に応じ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実、及び教員の資質能力の向上等に関する本年度の重点項目を設定すること。

- 児童生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なスクールカウンセラーの活用方法
- スクールカウンセラーの効果的な教育相談体制における位置付け、養護教諭等との役割分担、教職員との連携、教職員に対する助言・援助の在り方
- 教職員におけるスクールカウンセラーの活用の在り方
- スクールカウンセラーと連携した研修(対人スキルアップ研修等)の在り方
- スクールカウンセラーを活用した家庭、地域、関係機関との効果的な連携、保護者等に対する助言・援助の在り方
- スクールカウンセラーの守秘義務を踏まえた教職員との情報共有の在り方
- スクールカウンセラーの職務執行の在り方、職務執行ガイドラインの在り方(職務執行マニュアル等の作成)
- スクールカウンセラーを活用した小中連携の在り方

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年間3回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー活用事業の実施にあたって
- 本市の問題行動等の状況と生徒指導について
- 人権教育について
- 生涯にわたるメンタルヘルスの基礎(自殺予防教育)について
- 対人スキルアップ研修について
- 学校とスクールカウンセラーとのよりよい連携について
- スクールカウンセラー活用事業の成果と課題について

(4) 特に効果のあった研修内容

- スクールカウンセラーの専門性を生かし、対人スキルアップの校内研修を行い、教職員の資質向上がみられてきた。また、少しずつではあるが教職員が授業等で児童生徒に指導できるようになっている。
- 「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」(自殺予防教育)について、スクールカウンセラーの専門性を生かして教職員に対して校内研修をすすめてきたことにより、教職員が児童生徒に対して、本市作成教材「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」を活用した授業を行うようになってきた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無
- 活用方法

(6) 課題

- スクールカウンセラーの不登校児童生徒療育キャンプ(ワラビーキャンプ)等での関わり方については、今後さらに検討する必要がある。
- 来年度は4名を常勤とし、各3中学校区8校、計32校での配置とする。常勤のスクールカウンセラーが、本年度より減少している。勤務条件の整備等の課題がある。
- 学校から、児童生徒のニーズにより応えたいくために、配置時間を増やしていかなければならない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】対人スキルアップ研修のための活用事例（①・②・③）

- SCによる教職員対象の「対人スキルアップ研修」を実施するとともに、教職員から児童生徒へ対人スキルアップの授業「北九州市対人スキルアッププログラム」を行う。
- SCが全校・園で校内研修を実施している。
- 不登校、いじめ、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止に向けて
- 「北九州市対人スキルアッププログラム」の活用
 - (1) 「北九州市対人スキルアッププログラム」のねらい
児童生徒がコミュニケーション能力を高め、人間関係を調整する能力や技術を身に付ける（自分や友達への気付きや、それをコントロールする方法を学ぶとともに、友達と協力してできる関係をつくる）ことを通して、好ましい人間関係を育み、不登校、いじめ、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組む。
 - (2) 「北九州市対人スキルアッププログラム」の特徴
 - ・ 小学校一年生から中学校三年生までの9ヶ年を見通したプログラムになっている。
 - ・ 市内小・中・特別支援学校で、各学年とも年間6時間程度実施するようにしている。
 - ・ 今年度より全市一斉に実施することにより、人間関係づくりの手法を教職員が認識し、子どもの実態や発達段階に応じて系統的、計画的に指導することによりどの子にも人間関係づくりのスキル等の獲得、向上を図ること
 - ・ プログラムの実施を通して、児童生徒理解や指導の一層の充実を図り日常の指導に生かすことなどをねらっている。
 - (3) 「北九州市対人スキルアッププログラム」の内容
 - ・ 人間関係づくり 「あったか言葉をふやそう」等 小1～4年生
 - ・ 自己理解・他者理解 「いいところさがし」等 小1・3・4・6年生
 - ・ 自己コントロール 「気持ちのコントロール ～ストレスマネジメント～」等 小5・6年生 中1～3年生

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

- 本市では、SCを中学校（中学校区単位）に配置しており、拠点校である中学校から各小学校にSCが派遣されている。
- 教員の研修（自殺予防教育や対人スキルアップ）など、中学校校区で実施しており、SCが小中連携教育の要となっている。
- SCが中学校校区に派遣されることにより、兄弟・姉妹等の関係から、家庭環境や背景等を把握しやすく、SCによる教職員への助言も容易にできている。
- また、小学校入学後も、カウンセリングや事業等で関わってきたSCが中学校に勤務しているため、児童生徒や保護者も気軽に相談できる体制である。
- また、小中間の教職員が連携会議だけでなく、支援・援助が困難な児童生徒や保護者への対応など助言でき、対応を容易にしている現状がある。

【事例3】生涯にわたるメンタルヘルス授業実施ための活用事例（②）

本市は、臨床心理士会、精神保健福祉センター、教育委員会が連携して、自殺予防教育の推進に努めてきた。現在は、学校において、SCによる教職員対象の研修だけでなく、児童生徒への授業も実施されている。

- 経緯
9月：生涯にわたるメンタルヘルスの基礎研修を教職員対象に実施
12月：5・6年生に対して事業実施
- 実施までの流れ
授業の打ち合わせを実施。担任に対して、聴き方のロールプレイや授業中の児童の観察、事前アンケートの実施と集計
- 授業実施
SCによるパワーポイントによる授業展開。本市教材「だれにでも、苦しいときがあるから・・・」の「もやもや度チェック」の実施。担任による聴き方ロールプレイ実施。振り返り。
- 効果
教員が違和感なく自殺予防教育を児童生徒に対してできるようになってきている。本市の自殺予防教育が、①だれにでも苦しいときがあること、②どんなに苦しくても必ず終わりがあること、③苦しいときに人に相談できる力をつける、ということが少しずつ教職員や児童生徒に周知されてきている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーを中学校区に年396時間配置し、そのうち132時間を定期的に小学校へ派遣した。さらに活用頻度の多い中学校区10校の小学校に132時間追加派遣した。
- 児童生徒・教職員・保護者に対するカウンセリングを通して、悩みやいじめの解消等を図った。
- 5名のスクールカウンセラーを常勤とし、各3中学校区9校、計45校での配置をした。常勤のスクールカウンセラーが、不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）等へ参加することにより、「心の専門家」として不登校児童生徒を支援した。
- カウンセラーの専門性を生かし、児童生徒理解や対人スキルアップの研修を校内研修会や生徒指導主事・主任会議等で推進することができた。
- 「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）について、スクールカウンセラーの専門性を生かした校内研修を全校で行い、教職員の資質向上を図った。
- スクールカウンセラー活用事業連絡会議（年間3回実施）の中で、スクールカウンセラーによる小中連携や校内研修等についての実践発表や情報交換をしながら、各学校の教育相談の充実を図る研修ができた。
- 緊急支援は迅速かつ適切に対応できた。

（2）今後の課題

- スクールカウンセラーの不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）等での関わり方については、今後さらに検討する必要がある。
- 来年度は4名を常勤とし、各3中学校区8校、計32校での配置とする。常勤のスクールカウンセラーが、本年度より減少している。勤務条件の整備等の課題がある。
- 学校から、児童生徒のニーズにより応えたいくために、配置時間を増やしていかなければならない。

福岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒や保護者に対するカウンセリングを通して、個々の悩みや問題行動の解決に向けた支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

学校規模等に応じ、配置時間数を加減することにより、効率的な配置を図っている。小学校へは、中学校に配置されているスクールカウンセラーが担当する拠点校方式で対応。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

・配置人数

中学校67校、高等学校4校

・資格

「スクールカウンセラー」について

①臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者）

49人

②精神科医

0人

③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者

0人

「スクールカウンセラーに準ずる者」について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

6人

②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

0人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

・勤務形態について

単独校 4 高等学校 (週2日・1回4時間)

拠点校 67 中学校

対象校 141 小学校

(週2日・1回4時間)

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・本市の不登校対策として、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心に働きかけて悩みを解決し、不登校の減少につなげる。
- ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールカウンセラー活用事業について説明を行い、周知している。
- ・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー 55名

(2) 研修回数（頻度）

連絡協議会（年間3回）

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー活用事業の事務手続き、学校（教頭）とスクールカウンセラーの打合せ
- ・スクールソーシャルワーカーの職務内容と連携
- ・基本的なQ-Uの見方や対応

(4) 特に効果のあった研修内容

「スクールソーシャルワーカーとの連携による事例報告」や「Q-Uの見方と対応の仕方」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無
- 活用方法

(6) 課題

- ・中学校での相談件数が多く、小学校からの相談件数の増加に対応しきれていない。
- ・特別支援学校からのスクールカウンセラーの派遣要請があるが、対応できていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害の疑いがあり不登校傾向にある生徒理解と支援のための活用事例（①, ⑩）

保護者からは登校しぶりや対人関係、本人からは吃音をからかわれるため友人ができにくいという主訴でスクールカウンセラーに相談があった。小学校4年生からの2年間、各学期に2回程度、保護者面談、本人面談を実施した。中学校に進学し、登校しぶりが増え、1年生後半はほとんど登校できなくなりつつあったため、担任のすすめでスクールカウンセラーによる本人面談を再開した。

本人は、対人関係がうまくいかず、やや対人不安の様子が見られ吃音も重症化していた。また、将来についても「高校はいかない」「そんなに長くは生きないと思う」などの発言が見られた。保護者は学習の遅れが気になり始め、いらだちが増しており家庭内で強硬な指導を行っている様子が窺えたことやこどもが家庭で「死」を口にすることが時々あり、不安も強く感じていたため、並行して保護者面談も再開した。

本人面談の中で「僕だけみんなと考えていることが違うような気がする」という言葉から、スクールカウンセラーは小学生時代より感じていた発達のばらつきによるコミュニケーションの難しさとその二次的な問題が吃音として現れている可能性を再認し、本人および保護者へ発達検査を行うことを学校から提案してもらった。その後、保護者、本人に提案し、12月上旬に発達検査を実施、12月下旬に検査結果をフィードバックした。そのことによって本人自身はうまくいかないことについて、自分の苦手なこととして確認し、保護者は「やっぱり…」という反応をみせた。そして、発達検査の結果と現状をふまえて学校と協議した。本人は十分な力のある分野も多くみられ、適切な環境で指導を受けることで成長が期待できると考え、支援学級への在籍を正式に勧めることを方針とした。

保護者は、「将来の自立のために」一定期間の支援学級在籍を了解したが、本人は「友人に見られる」として難色を示したため、支援学級担任との連携で、他の生徒がいない時間に学級に入り机の少なさやゆとりのある環

境を体験し、使用しているプリントを提供するなど支援学級での日常を具体的に提示した。さらに、現在籍学級の生徒や支援学級の生徒にどう伝えるかなど、時期や内容について本人の納得がいくまで話し合いを重ねた結果、本人は「2年生から」という決定をすることができた。

2年生になってからは、支援学級在籍となり、遅刻欠席なく登校している。表情も明るくなり、家庭での保護者からの強い指導も受けていない様だ。学力は、基礎的な内容を定着しており、高校進学に向けて意欲的に取り組んでいるところである。

このケースは、スクールカウンセラーの小学校からの継続的支援の有効性、スクールカウンセラーと学級担任との連携や支援学級担任との協働、それをバックアップする学校という流れの中で有効な活用が可能であったと思われる。

【事例2】小学校から中学校生活にスムーズに移行するための活用事例（②）

幼児期より高機能自閉症と診断を受けている児童。保護者の強い希望で小学校時代は通常学級で6年間を過ごしていた。通常学級で過ごすために、板書ができないことを補う「ポメラ」の使用や支援員の配置などの対応がされていた。

スクールカウンセラーと保護者との面談では、通常学級で過ごしていることについて、いずれは本人の自立のため、教育環境を選択する時期が来ることを確認してきた。進学のための発達検査の頃には、スクールカウンセラーと保護者との面談では、保護者は「中学校からは支援学級に」という意思であった。しかし、中学校の支援学級に苦手な生徒が在籍する予定であることがわかり、本人が支援学級に在籍になった場合、不登校になる可能性も考えられた。

そこで、スクールカウンセラーは小学校でのこれまでの対応や中学校進学後に予想される状況での対応について、保護者と面談を実施した。その話を受けて、中学校入学前に保護者が管理職と話し合いを行い、本人の将来を見通した成長のために、専門機関や中学校の特別支援コーディネーター等教員、スクールカウンセラーを交えて協議を行った。

その結果、スクールカウンセラーは年度初めに、本人の特色とその関わり方について全職員に伝達することにした。

このケースでは、小学校と中学校の環境の違いや関わり方の違いについて、保護者と事前に確認し、本人の成長のため、適した中学校での環境整備を行った。結果、大きな問題もなく中学校に適応することができた。

スクールカウンセラーは心理の専門家として、例年6年生後半で6年生担任と気になる児童についての情報共有を行い、その内容をふまえてスクールカウンセラーが6年生の様子を巡回して観察している。同時に、掲示物等で学習・心理面など内面的に困り感を持っている児童がいないかを確認する。さらに、小中連絡会にも同席し、小学校での気になる児童一人一人についての教師のとらえ方を確認した上で、スクールカウンセラーの視点での児童生徒の理解に役立つ情報や当該児童の特色について中学校教員にコンサルテーションをしている。また、関わりが難しい保護者についても確認を行っている。

【事例3】学校における自殺予防についての校内職員研修のための活用事例（①）

病気や事故での生徒死亡ケースの中に自殺の可能性があるものは少なくなく、保護者（遺族）の意向を尊重して明らかにされていないことや教職員が認識しているよりも生徒の自殺件数が多いことを教職員に理解してもらい、生徒の自殺を予防するために研修を行った。

自殺はどのようなメカニズムで起きるのか、生徒の自殺を予防するために学校現場はどのようなことに気づき、教職員は何ができるのか、さらに最悪の状況が起きた場合はその事実を受け止めなければいけないことやクラスメート、担任、学校全体の動揺についてなど講話を行った。その後のグループワークでは、講話を受けて実際の生徒の様子で気になることを共有するなど、活発な意見交換等を行った。

講話については、福岡市精神保健センター製作の教育媒体「学校における自殺予防」を参考に行った。特に「Q-Uアンケート」のデータを使って生徒の心の状態の理解を深めていく提案には、多くの教員が興味を示しており、研修後に早速「Q-Uアンケート」データを見直す様子も見られた。

このような研修を定期的に行うことで、教職員に「見逃しがちな生徒の不安定な心の状態を感じ取る」意識づけが定着することが重要である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラー活用調査より

年度	相談件数 (件)	効果※1 (%)	研修会 (回)	1人当たりの相談件数 (件)
H24	26,744	41.4	302	377
H25	25,633	44.8	211	361
H26	25,174	39.3	280	355

(注意) 効果※1 …効果のあった実人数/面接した実人数

- ・小学校への定期的派遣

年度	小学校への派遣数 (校)	相談件数 (件)
H24	35	2,540
H25	40	2,386
H26	44	2,481

(2) 今後の課題

- ・小学校へのスクールカウンセラーの定期的派遣を拡大し、相談体制を充実強化
- ・学校規模に応じた勤務日数の配当と更なる日数増加
- ・特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置
- ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携
- ・スクールカウンセラーの資質の向上

熊本市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動の解決に資することを目的とし、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行い、問題解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

拠点校方式・・・市内42中学校のうち、拠点となる中学校21校にスクールカウンセラーを配置し、残り21校を拠点中学校として位置づけ市立全中学校を対象とした。必要に応じて小学校も対象に活動した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・拠点中学校21校に、臨床心理士30人、大学教授等1人の計31人を配置した。

・勤務形態

拠点中学校1校あたり年間210時間（週1～2日・1週あたり6時間×35週）

拠点中学校 年間155時間程度

対象中学校 年間55時間程度

拠点中学校区の小学校の活動時間については、拠点中学校分に含む。拠点中学校区外の小学校の活動時間については、関係小中学校長の協議により時間配分内で時間を確保し実施した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「熊本市スクールカウンセラー手引書」を作成し、事業の目的や職務の内容、活動例を示している。また、市内全中学校及び対象小学校へは、年度当初に通知文「熊本市スクールカウンセラー配置事業の実施について」を通知し、事業について周知した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、教育委員会事務局スクールカウンセラー担当職員

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間3回）

（3）研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務の円滑な運営について
- ・関係機関職員による講話

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策の協議。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法

（6）課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた研修の機会が限られているため、研修の内容の充実を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校となった生徒の保護者・担任のための活用事例（①）

中学1年男子生徒。1学期の途中から引きこもり状態になっており、外部との関わりを避けているように思われた。生徒の不登校状態に対して母親の困り感がとても強く、カウンセリングを行うこととなった。

生徒本人がカウンセリングを受けることはなかったが、母親が継続して受けることにより、家庭での本人の様子を把握することができた。また、母親の困り感もカウンセリングによって少しずつ軽減されているように見えた。担任も生徒との関わり方についてアドバイスを受け、生徒と担任との手紙を通じた関わりを始めることができた。

生徒は少しずつ外に出始め、少人数ではあるが友達と家の近くで外遊びをするようになった。また、学校にも興味を持ち始めているような言動が見られるようになった。担任も支援の方向性を定めることができ、手紙を通じての継続的な関わりを行った。スクールカウンセラーは、不登校生徒に対して、その課題を引き出し、支援につなげている。

【事例2】対人関係に不安感をもつ生徒のための活用事例（⑨）

中学2年女子生徒。2学期後半、教室に入ると緊張したり不安が強くなったりしていった。担任による教育相談や養護教諭による健康相談を行っていく中で、様々な理由が考えられたがすっきりと改善せず、体調不良を訴え保健室への来室も増え始め、遅刻登校が目立つようになっていった。同時に、このまま不登校になってしまうのではないかとという保護者の不安も増していったため、早期にカウンセリングを受けることの重要性を本人及び保護者へ伝え、月に1回のカウンセリングを継続することになった。

カウンセリングの中で、周囲との関わり方や気持ちを前向きに受け止めるスキル、またそれを支える自尊心を高める声かけをしていくことで、女子生徒の気持ちに少しずつ変化が見られるようになった。また、担任や養護教諭にとっても生徒との関わり方のポイントを多く学ぶことができた。カウンセリングを受ける前は、生徒の訴えなどの中から推測し、不安の中で対応していた担任も、スクールカウンセラーからのアドバイスによって、より自信をもって対応にあたるできるようになった。

カウンセリング後、徐々に欠席や遅刻がなくなり、保健室への来室も少しずつ減ってきた。表情が明るくなり級友と一緒に楽しく過ごすなど、学級での様子に変化が見られるようになった。対人関係について前向きになり、生活に改善が見られた。

【事例3】特性のある生徒と学級集団をつなぐための活用事例（⑩⑨）

中学1年生男子。自閉症スペクトラムの診断がある。対人関係において一方的な関わり方が見られるため孤立しやすい面がある。また、思ったことをすぐに口に出してしまうため、攻撃されることも多く、また同時に攻撃しやすく友人とのトラブルが多く見られた。学級内では、授業中に騒々しくなることが許せず注意をするが、逆に反発を受けており、それが本人の苦痛となっている。学級内の他の生徒の授業態度・教師に対する態度などについて許せないという気持ちが強く、それが原因と思われる頭痛や目の痛み、吐き気を訴えて保健室に来室することも数回見られた。

生徒のつらさや嫌だと感じていることを口に出し、それをスクールカウンセラーに受け止めてもらうことで生徒の気持ちが随分と楽になり表情が明るくなった。また、生徒の特性に応じた気分転換の方法をいくつか紹介してもらい、それを実践することで生徒自身も気持ちが落ち着くことが分かり、自ら続けるようになった。生徒の母親もカウンセリングを受け、家族内での関わり方や声かけの仕方など具体的アドバイスを受けることができた。また、担任も同様にカウンセリングを受け、学級内での関わり方や周囲への対応、教室内のルールづくりなどを実践していった。そのことで生徒自身の苦痛も随分と緩和され、頭痛などの訴えで保健室に来室することがなくなった。

今後も新しい環境になると生徒が混乱することも考えられるので、スクールカウンセラーは生徒だけでなく学校や家庭を支援するためカウンセリングを継続していく。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市では平成24年度に政令指定都市へと移行するに伴い、国から直接補助を受けて「熊本市スクールカウンセラー配置事業」をスタートし、年々事業を拡充してきた。平成25年度には市内全42中学校のうち拠点中学校21校に29人のスクールカウンセラーを配置し、全中学校で定期的にカウンセリングを受けることができる体制が整った。平成26年度は平成25年度と同様に、拠点中学校21校に31人のスクールカウンセラーを配置し、事業を実施した。

【平成26年度】

- ・相談人数：児童・生徒672人、保護者422人、教職員270人、その他30人、合計1,394人
- ・相談件数：児童・生徒1,698件、保護者956件、教職員930件、その他245件、
合計3,829件

- ・相談内容：「不登校に関すること」975件、「対人関係に関すること」544件、
「健康、心身の問題」379件、「家族・家庭の問題」356件

- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：36回

スクールカウンセラーの活用により、児童・生徒がカウンセリングを受けることはもちろん、保護者もカウンセリングを受けることで状況が改善したという成果が多く見られた。家庭や学校における対応について専門的な立場での助言により、保護者の安心感へとつながっている。

また、教職員に対して、専門的な立場から対処方法のアドバイスを行うことで、その後の関係機関との連携や支援方法の具体的検討へとつながった。小学校の保護者や児童へのカウンセリングを通して、早期介入ができたという成果があった。

(2) 今後の課題

小中学校において専門的カウンセリングを必要とする児童生徒が増加しており、スクールカウンセラーへのニーズが年々高まっている。また、児童生徒や保護者だけでなく、教職員からの相談件数も多い。これらのことから、効果的にカウンセリングを実施できるよう、管理職やスクールカウンセラーを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。また、教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教職員がスクールカウンセラーから必要な視点や手法を学ぶ研修会等を実施する必要がある。